

第 1 回 定 例 会

平 成 31 年 度

予 算 案 関 係 資 料

茨 城 県

目 次

| | |
|----------------------|--------|
| 平成31年第1回県議会定例会提出議案一覧 | (1) |
| 平成31年度当初予算案の概要 | |
| 1 予算編成の基本的考え方 | (3) |
| 2 4つのチャレンジのポイント | (4) |
| 3 平成31年度当初予算案の規模 | (6) |
| 4 歳入の状況 | (7) |
| 5 歳出の状況 | (11) |
| 6 主な事業 | (15) |
| 7 一般会計性質別内訳 | (32) |
| 8 一般会計款別内訳(歳入) | (33) |
| 9 一般会計款別内訳(歳出) | (34) |
| 10 特別会計 | (37) |
| 11 企業会計 | (37) |
| 債務負担行為一覧 | (38) |
| 条例その他の議案の概要 | (42) |

予 算 20件 (一般会計 1件 特別会計 13件 企業会計 6件)

条例その他 28件 (条例 26件 その他 2件)

(注)この資料は、精査の結果、異動が生じることがある。

平成31年第1回県議会定例会提出議案一覧

(予 算)

- 1 平成31年度茨城県一般会計予算
- 2 平成31年度茨城県競輪事業特別会計予算
- 3 平成31年度茨城県公債管理特別会計予算
- 4 平成31年度茨城県市町村振興資金特別会計予算
- 5 平成31年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算
- 6 平成31年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算
- 7 平成31年度茨城県国民健康保険特別会計予算
- 8 平成31年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算
- 9 平成31年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算
- 10 平成31年度茨城県農業改良資金特別会計予算
- 11 平成31年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 12 平成31年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 13 平成31年度茨城県港湾事業特別会計予算
- 14 平成31年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算
- 15 平成31年度茨城県病院事業会計予算
- 16 平成31年度茨城県水道事業会計予算
- 17 平成31年度茨城県工業用水道事業会計予算
- 18 平成31年度茨城県地域振興事業会計予算
- 19 平成31年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算
- 20 平成31年度茨城県流域下水道事業会計予算

(条例その他)

- 1 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例
- 2 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 4 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 5 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 6 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 7 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 8 茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 9 茨城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
- 10 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- 12 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 13 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 1 4 茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 1 5 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 1 6 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 1 7 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 1 8 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 1 9 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 2 0 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 1 茨城県建築基準条例の一部を改正する条例
- 2 2 茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例
- 2 3 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 4 茨城県水上安全条例の一部を改正する条例
- 2 5 茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例
- 2 6 茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例
- 2 7 包括外部監査契約の締結について
- 2 8 霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

平成31年度当初予算案の概要

1 予算編成の基本的考え方

県総合計画の基本理念である「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向け、「4つのチャレンジ」を推進する。

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指す。

「新しい安心安全」へのチャレンジ

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く。

「新しい人財育成」へのチャレンジ

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指す。

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力度向上を図る。

- H31は、これまでにまいた種から出た芽を、大きく育てる年。
- 施策の効果をきめ細かく分析し、必要に応じて、内容の見直しや、新たな取組みを実施。

「新しい茨城づくり」への挑戦を加速させる

2 4つのチャレンジのポイント

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

県内の人手不足解消に向け、外国人材の確保に着手
外国人材と県内企業との橋渡しや、外国人材に選ばれる環境づくりを実施

新 外国人材活躍促進事業 75百万円

本県農産物を全国トップブランドに育成し、イメージ向上・高付加価値化を実現
「恵水（梨）」と「常陸の輝き（豚肉）」を、全国トップレベルのブランドに育成

新 いばらき農林水産物トップブランド育成事業 55百万円

県北地域に、付加価値の高い有機農業の大規模モデル団地を整備
モデル団地の整備と生産技術の向上を支援

新 いばらきオーガニックステップアップ事業 107百万円

< その他の取組み >

全国初の総合的な宇宙ビジネス支援施策を更に拡大 105百万円

新たにインキュベーション施設を整備し、ベンチャー企業の活動を支援 92百万円

[H30 最終補正予算と合わせて実施]

ターゲットを絞り込み戦略的に県産品の海外販路を拡大 215百万円

「新しい安心安全」へのチャレンジ

精神障害者に係る医療費助成制度の対象を拡大
新たに、精神障害者保健福祉手帳（1級）保持者を対象として追加

拡 重度心身障害者医療費助成事業（拡充分） 123百万円

地域のことは地域で解決する新たな「茨城助け合い運動」を展開
地域課題の解決に向けた取組みを行うNPO等を対象に、活動経費を助成

新 茨城助け合い運動推進事業 61百万円

ソフト・ハードを組み合わせた治水・浸水被害対策を推進
住民の逃げ遅れ防止のため、治水の優先度が高い堤防未整備地域等の住民を対象としたマイマップやマイ・タイムラインの作成等を支援するとともに、緊急的な治水対策を実施

拡 住民避難力強化事業 6百万円

治水関連事業（公共事業） 11,363百万円

< その他の取組み >

県立高校等5校に医学コースを設置 9百万円

ICTの活用による遠隔医療の推進 73百万円

「新しい人財育成」へのチャレンジ

少子化対策のため、多子世帯の子育て支援を拡大

第3子以降で3歳未満の子どもの保育料について、所得制限を撤廃し、完全無償化

拡 多子世帯保育料軽減事業 571百万円

中高一貫教育校を各地域に設置し、県立学校での「学びの質」を向上

県立高等学校改革プランに基づき、2020年度以降、中高一貫教育校10校を順次開設

新 県立高等学校改革プラン推進事業 636百万円

子どもたちが変化の激しいこれからの時代を「生き抜く力」を養成

企画立案や実践を通じて、高校生が自ら課題を発見し解決に向け行動できる力を養成

新 IBARAKI ドリーム・パス事業 9百万円

<その他の取組み>

いじめについて子供たちが相談しやすいよう、SNS相談窓口の活用を実証研究 など

29百万円

本県の外国人児童生徒の多国籍化に対応し、日本語指導体制を整備 7百万円

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

第74回国民体育大会、第19回全国障害者スポーツ大会の開催

併せて、全国初の「都道府県対抗eスポーツ大会」を開催

拡 第74回国民体育大会推進事業 4,939百万円

拡 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業 2,173百万円

新 全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会事業 40百万円

県フラワーパークを、国営ひたち海浜公園・ネモフィラと並ぶ「花の聖地」に

2020年度のリニューアルに向け民間企業の経営感覚と発想を活かした改修等を実施

新 茨城県フラワーパークリニューアル関連事業 199百万円

[H30最終補正予算と合わせて実施]

アクアワールド大洗が、夜も楽しめる水族館に大変身

神秘的なクラゲなど普段見られない「夜」の生き物の生態等の展示により、

水族館を夜型観光の牽引役に

拡 アクアワールド茨城県大洗水族館魅力向上事業 700百万円

<その他の取組み>

在京キー局でのテレビCM放送など、メディアを活用した魅力発信を強化 233百万円

地域の特色を最大限に活かし、サイクルツーリズムを全県的に推進 12百万円

3 平成31年度当初予算案の規模

一般会計予算案の規模 1兆1,357億13百万円（対前年度当初比+2.2%）
 （東日本大震災関連分除きでは+3.2%）

- 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催経費や、国と歩調を合わせた災害に強い県土づくりのための公共事業費、社会保障関係費の増などにより、歳出規模は前年度と比べて、+2.2%。なお、歳出規模は過去2番目の大きさ（過去最大はH27）。
- 震災関連分を除いた比較では、+3.2%。

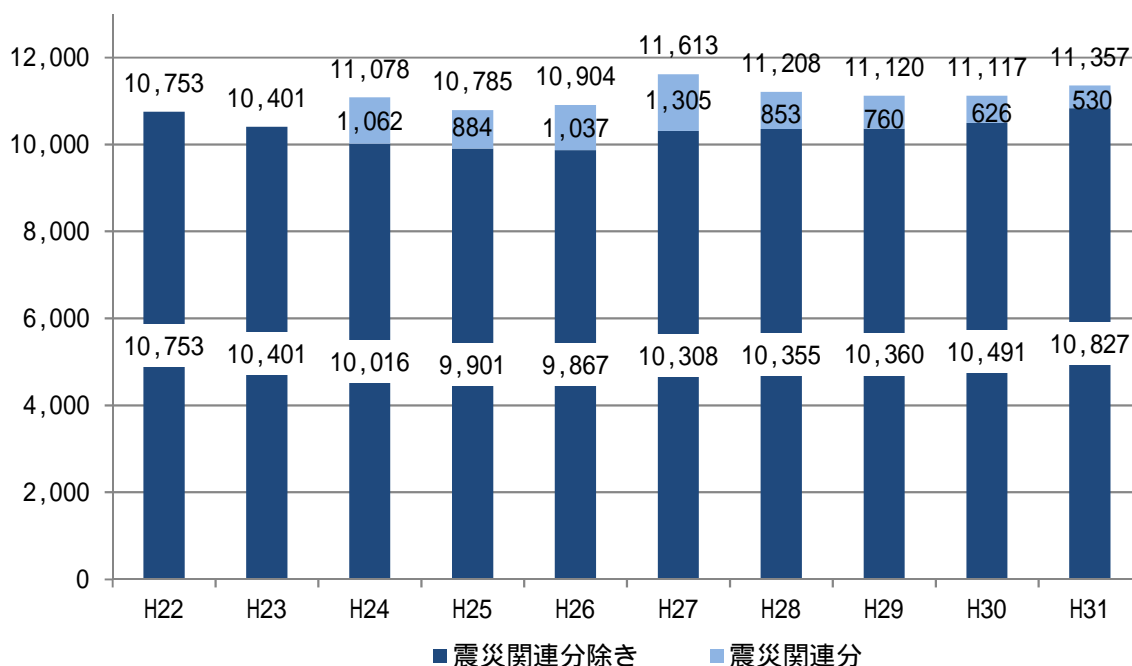
（単位：百万円、%）

| 区分 | H30 | H31 | 増減率 | 震災関連分 | |
|------|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--|
| 一般会計 | 1,111,688 (1,049,129) | 1,135,713 (1,082,710) | 2.2 (3.2) | H30 62,559 H31 53,003 | |
| 特別会計 | 617,663 (617,663) | 595,504 (595,504) | 3.6 (3.6) | H30 - H31 - | |
| 企業会計 | 108,267 (108,160) | 110,281 (110,185) | 1.9 (1.9) | H30 107 H31 96 | |
| 計 | 1,837,618 (1,774,952) | 1,841,498 (1,788,399) | 0.2 (0.8) | H30 62,666 H31 53,099 | |

（注）（ ）内は、震災関連分を除いた額及び伸び率

【一般会計当初予算額の推移】

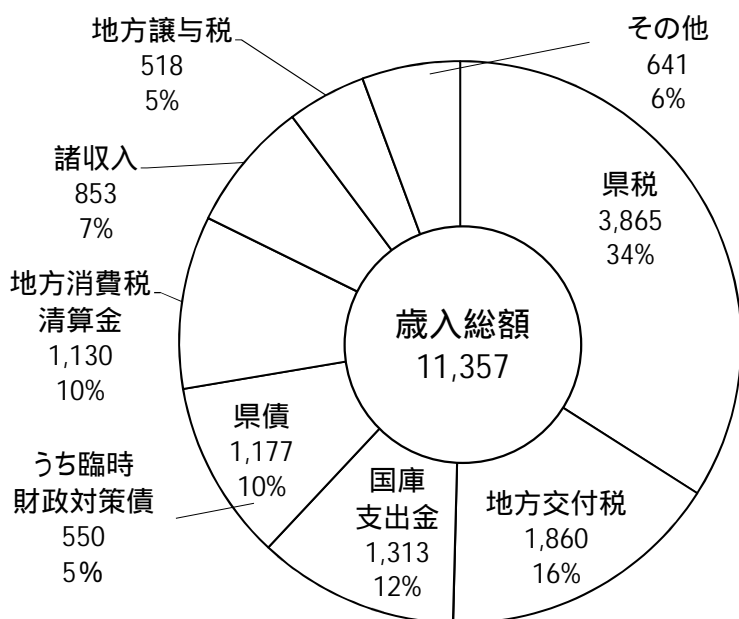
（単位：億円）



4 歳入の状況

【主な歳入の内訳】

(単位：億円、構成比)



前年度から増加

- ・ 県税 (+ 0.5%)
- ・ 地方交付税 (+ 0.6%)
- ・ 国庫支出金 (+ 3.6%)
- ・ 地方消費税清算金 (+ 11.6%)
- ・ 地方譲与税 (+ 5.6%)

前年度から減少

- ・ 県債 (- 4.4%)
- ・ 諸収入 (- 7.2%)

県税 3,865億円

【対前年度比：+20億円、+0.5%】

- 県税収入総額は、企業収益の増などによる法人事業税の増などにより+0.5%、20億円の増加。
- 実質的県税ベース（県税、地方消費税清算金及び地方法人特別譲与税・自動車重量譲与税の合計額）では、前年度比+3.4%、155億円の増で、4,789億円。
- 法人二税は、企業収益の増による課税所得の増などにより前年度比+1.7%、16億円の増で、989億円。
- 個人県民税は、課税所得の増などにより+0.8%、9億円の増で、1,134億円。

【主な税目の前年度比較】

(単位：百万円、%)

| 税目 | H30 | H31 | 増減 | 増減率 | 増減の主な理由 |
|--------|---------|---------|-------|------|------------|
| 法人二税 | 97,279 | 98,886 | 1,607 | 1.7 | 企業収益の増 |
| 個人県民税 | 112,502 | 113,359 | 857 | 0.8 | 課税所得の増 |
| 地方消費税 | 69,034 | 69,975 | 941 | 1.4 | 税率引上げによる増 |
| 自動車税 | 50,256 | 51,663 | 1,407 | 2.8 | 環境性能割の創設 |
| 自動車取得税 | 4,665 | 2,476 | 2,189 | 46.9 | 消費税率引上時に廃止 |
| 県税収入計 | 384,409 | 386,452 | 2,043 | 0.5 | |

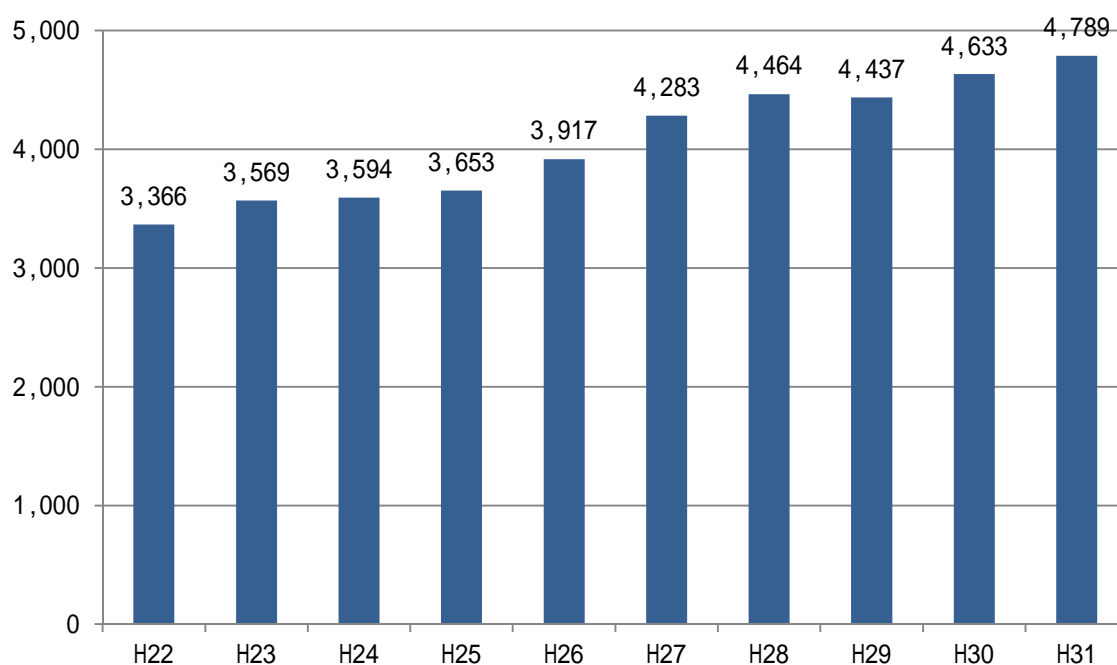
【実質的県税の前年度比較】

(単位：百万円、%)

| 区 分 | H30 | H31 | 増 減 | 増減率 | 備考 |
|---------------|---------|---------|--------|------|----------|
| 県 税 収 入 | 384,409 | 386,452 | 2,043 | 0.5 | |
| 地方消費税清算金(清算後) | 34,125 | 44,842 | 10,717 | 31.4 | |
| 小計(+) | 418,534 | 431,294 | 12,760 | 3.0 | |
| 地方法人特別譲与税 | 44,805 | 47,332 | 2,527 | 5.6 | |
| 自動車重量譲与税 | - | 257 | 257 | 皆増 | H31 譲与開始 |
| 実質的県税 + + + | 463,339 | 478,883 | 15,544 | 3.4 | |

【実質的県税収入 当初予算額の推移】

(単位：億円)



地方交付税 1,860億円【対前年度比：+11億円、+0.6%】
(うち震災復興特別交付税136億円)

臨時財政対策債 550億円【対前年度比：91億円、14.2%】

- 普通交付税については、平成30年度の算定結果をもとに、平成31年度の地方財政計画の内容等を踏まえ算定し、前年度比+1.0%、17億円増の1,704億円を計上。
- 特別交付税については、前年度同額の20億円。震災復興特別交付税については、震災関連事業の減により前年度比4.0%、6億円減の136億円を計上。
- 臨時財政対策債については、前年度比14.2%、91億円減の550億円を計上。
- この結果、地方交付税(震災復興特別交付税を除く)と臨時財政対策債を合わせた実質的地方交付税は2,274億円となり、前年度比3.2%、74億円減。

【実質的地方交付税の前年度比較】

(単位：百万円、%)

| 区 分 | H30 | H31 | 増 減 | 増減率 | 地財計画 |
|--------------|---------|---------|-------|------|------|
| 地方交付税 | 184,839 | 185,970 | 1,131 | 0.6 | 0.9 |
| 普通交付税 | 168,700 | 170,400 | 1,700 | 1.0 | 1.1 |
| 特別交付税(通常分) | 2,000 | 2,000 | - | - | - |
| 震災復興特別交付税 | 14,139 | 13,570 | 569 | 4.0 | 4.2 |
| 臨時財政対策債 | 64,100 | 55,000 | 9,100 | 14.2 | 18.3 |
| 実質的地方交付税 + + | 234,800 | 227,400 | 7,400 | 3.2 | 2.8 |

県債 1,177億円【対前年度比：54億円、4.4%】

- 県債の発行額は、臨時財政対策債の減などにより4.4%、54億円の減少。
- 特例的県債(臨時財政対策債)の発行額は、14.2%、91億円の減。
- 通常県債(公共投資に充てる県債や、退職手当債など)に係る県債残高は、2019年度末(見込)では1兆1,476億円となり、2018年度末(見込)に比べ245億円縮減。
- 予算額に占める県債の割合を示す県債依存度は、県債発行額が減少したため10.4%と0.7ポイント減少(前年度当初：11.1%)。
- 特例的県債に係る県債残高は、2019年度末(見込)で9,776億円と増加するものの、通常県債と特例的県債を合わせた県債残高は、2019年度末(見込)で2兆1,252億円となり、前年度末(見込)に比べ152億円縮減。

【県債発行額の前年度比較】

(単位：百万円、%)

| 区 分 | H30 | H31 | 増 減 | 増減率 | 備 考 |
|------------|---------|---------|-------|------|---------|
| 通常県債 | 58,947 | 62,651 | 3,704 | 6.3 | |
| 公共投資に充てる県債 | 54,947 | 62,651 | 7,704 | 14.0 | |
| 退職手当債 | 4,000 | - | 4,000 | 皆減 | |
| 特例的県債 | 64,100 | 55,000 | 9,100 | 14.2 | 臨時財政対策債 |
| 合 計 | 123,047 | 117,651 | 5,396 | 4.4 | |

実質的な一般財源総額

7,144億円 【対前年度比：+106億円、+1.5%】

(震災復興特別交付税含み 対前年度比：+100億円、+1.4%)

- 県税（地方消費税清算後）、地方法人特別譲与税、実質的地方交付税とその他の地方譲与税等を合わせた実質的な一般財源総額は、7,144億円となり、対前年度比で+1.5%、106億円の増と前年度を上回る額を確保。
- 震災復興特別交付税を含めた一般財源総額は、7,280億円となり、対前年度比で+1.4%、100億円の増。

【実質的な一般財源総額の前年度比較】

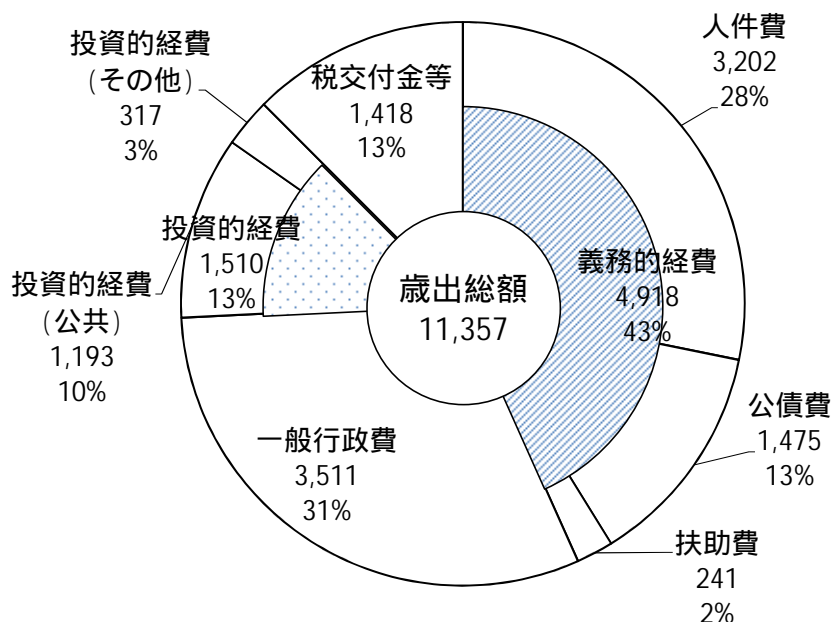
(単位：百万円、%)

| 区 分 | H30 | H31 | 増 減 | 増減率 | (参考)地財計画 |
|--------------|---------|---------|--------|------|-------------|
| 県税(地方消費税清算後) | 418,534 | 431,294 | 12,760 | 3.0 | (県税) 1.6 |
| 地方法人特別譲与税 | 44,805 | 47,332 | 2,527 | 5.6 | 5.6 |
| 実質的地方交付税 | 234,800 | 227,400 | 7,400 | 3.2 | 2.8 |
| 震災復興特別交付税 | 14,139 | 13,570 | 569 | 4.0 | 4.2 |
| その他の地方譲与税等 | 5,665 | 8,383 | 2,718 | 48.0 | |
| 合 計 | 717,943 | 727,979 | 10,036 | 1.4 | |
| 震災復興特別交付税除き | 703,804 | 714,409 | 10,605 | 1.5 | (水準超除き) 0.7 |

実質的地方交付税は、地方交付税（震災復興特別交付税を除く）及び臨時財政対策債の合計額
その他の地方譲与税等は、地方法人特別譲与税以外の地方譲与税及び地方特例交付金の合計額

5 歳出の状況

【歳出（性質別内訳）の前年度比較】（単位：億円、構成比）



前年度から増加

- ・ 公債費 (+ 0.9%)
- ・ 扶助費 (+ 3.5%)
- ・ 一般行政費 (+ 3.6%)
- ・ 投資的経費 (+ 3.4%)
- ・ 税交付金等 (+ 4.8%)

前年度から減少

- ・ 人件費 (- 0.6%)

義務的経費 4,918億円 【対前年度比：+4億円、+0.1%】

歳出全体に占める構成比：43.3%（前年度 44.2%）

- 人件費は、退職手当の減等により、 - 0.6%。
- 公債費は、過去に発行した高利率の県債残高の減少により利子が減少するものの、臨時財政対策債等の元金償還が増加することにより、+ 0.9%。
- 扶助費は、児童扶養手当支給対象者数の増などにより、+ 3.5%。
- なお、社会保障関係費（扶助費及び一般行政費の一部）は、幼児教育・保育の無償化や介護職員等の処遇改善などにより、+ 4.5%。

投資的経費 1,510億円 【対前年度比：+50億円、+3.4%】

（公共+5.1%、その他投資 2.3%）

[国補公共]

- 国補公共事業（特別・企業会計含み）については、震災復興関連事業及び発展の基盤となる社会資本の整備を引き続き着実に進めるとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、県民の安心安全の確保のための事業を一層加速することにより、前年度比+ 8.3%の1,024億円（震災関連分を除く通常事業分は前年度比+ 12.4%の742億円）を計上。

[県単公共]

- 県単公共事業（特別・企業会計含み）については、防災・減災対策や通学路等の安全対策、道路・堤防の除草や補修等に対応する維持・管理対策・長寿命化対策等を引き続き着実に進めるとともに、国の緊急対策と歩調を合わせ、中小河川の緊急浸水対策等を拡充することにより、前年度比+ 2.6%の241億円を計上。

[公共事業全体]

- 公共事業全体については、前年度比 + 7.1% の 1,265 億円 (震災関連分を除く通常事業分は前年度比 + 9.8%)。なお、一般会計分は、前年度比 + 5.1% の 1,193 億円。

[その他投資 (一般会計)]

その他投資については、国体に向けた県営体育施設の整備終了などにより、前年度比 2.3% の 317 億円。

【 公共事業費 (特別・企業会計含み) の前年度比較 】

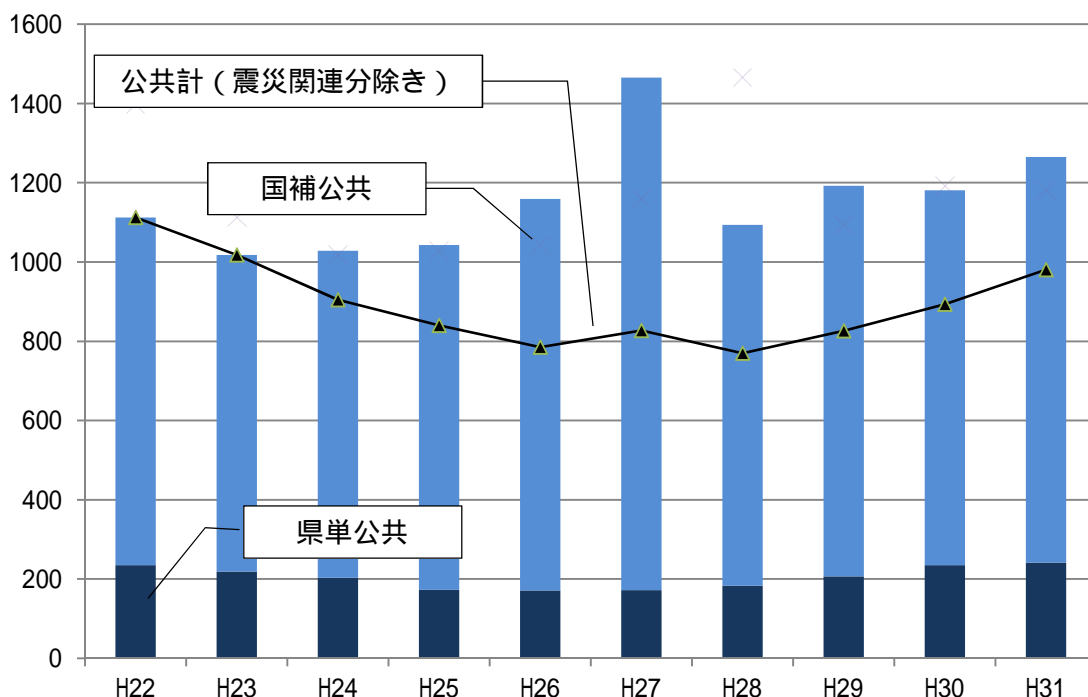
(単位 : 百万円、%)

| 区 分 | H30 | H31 | 増減 | 増減率 |
|---------|---------------------|---------------------|------------------|----------------|
| 国補公共事業 | 94,597 (66,011) | 102,416 (74,177) | 7,819 (8,166) | 8.3 (12.4) |
| 補 助 事 業 | 76,830 (51,019) | 84,923 (58,562) | 8,093 (7,543) | 10.5 (14.8) |
| 直轄事業負担金 | 17,767 (14,992) | 17,493 (15,615) | 274 (623) | 1.5 (4.2) |
| 県単公共事業 | 23,500 (23,269) | 24,121 (23,890) | 621 (621) | 2.6 (2.7) |
| 合 計 | 118,097 (89,280) | 126,537 (98,067) | 8,440 (8,787) | 7.1 (9.8) |

(注) () 内は、震災関連分を除いた額及び伸び率

【公共事業費（特別・企業会計含み）当初予算額の推移】

（単位：億円）



| 区 分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国単公共 | 877 | 799 | 825 | 870 | 988 | 1,293 | 911 | 985 | 946 | 1,024 |
| 県単公共 | 235 | 219 | 203 | 173 | 171 | 172 | 183 | 207 | 235 | 241 |
| 合計 | 1,112 | 1,018 | 1,028 | 1,043 | 1,159 | 1,465 | 1,094 | 1,192 | 1,181 | 1,265 |
| 震災関連分除き | 1,112 | 1,018 | 905 | 840 | 785 | 827 | 770 | 826 | 893 | 981 |

一般行政費 3,511億円 【対前年度比：+121億円、+3.6%】

一般行政費は、

- 企業誘致や人材確保、農林水産物のブランド化などの産業育成
- 医師確保や助け合い運動の推進、防災対策などの生活基盤づくり
- 少子化対策や中高一貫教育校の開設などの「人財」育成
- 国体・障害者スポーツ大会の開催や、本県の魅力向上・発信などに重点的に取り組むための所要額を計上。

財政健全化に向けた取組

将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取り組むとともに、スクラップ・アンド・ビルドの徹底などにより限られた財源の有効活用を図り、本県が将来にわたって発展していくための、健全な財政構造を確立する。

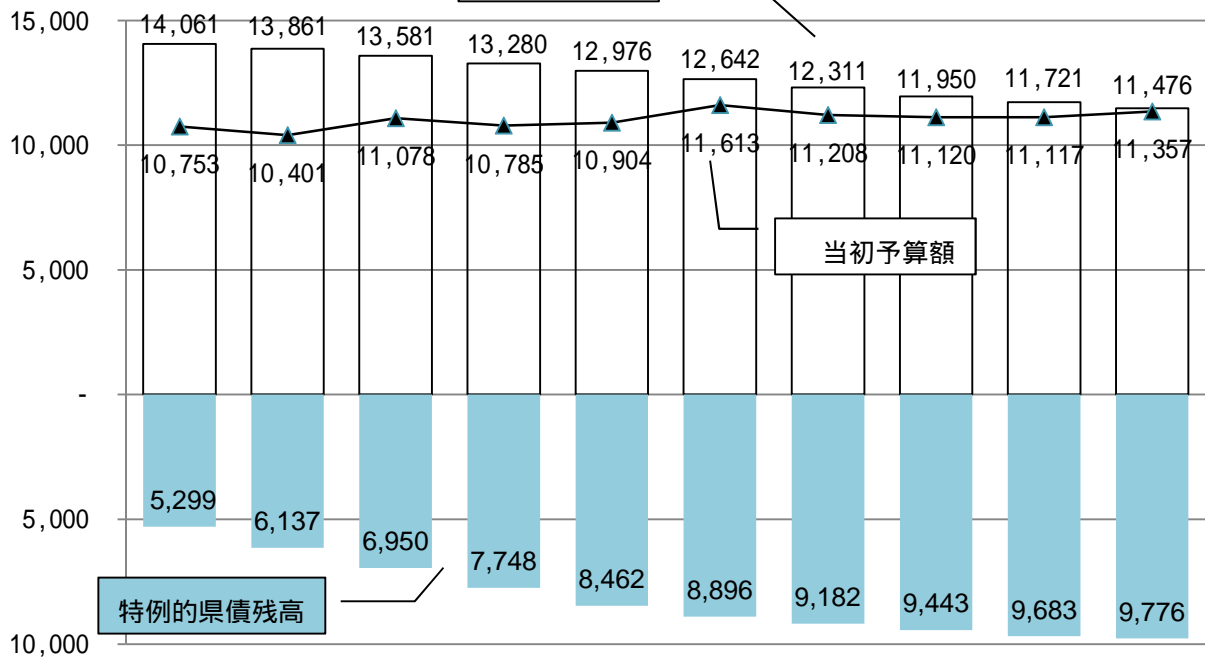
【財政健全化に向けた目標】

- 特例的県債を除く県債残高を前年度以下に縮減
 - 臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合のプライマリーバランスの黒字の維持
- 平成31年度当初予算案では、上記目標を共に達成

【県債残高の推移】

通常県債残高

(単位：億円)



| 県債残高 総額 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 19,360 | 19,998 | 20,531 | 21,028 | 21,438 | 21,538 | 21,493 | 21,393 | 21,404 | 21,252 |

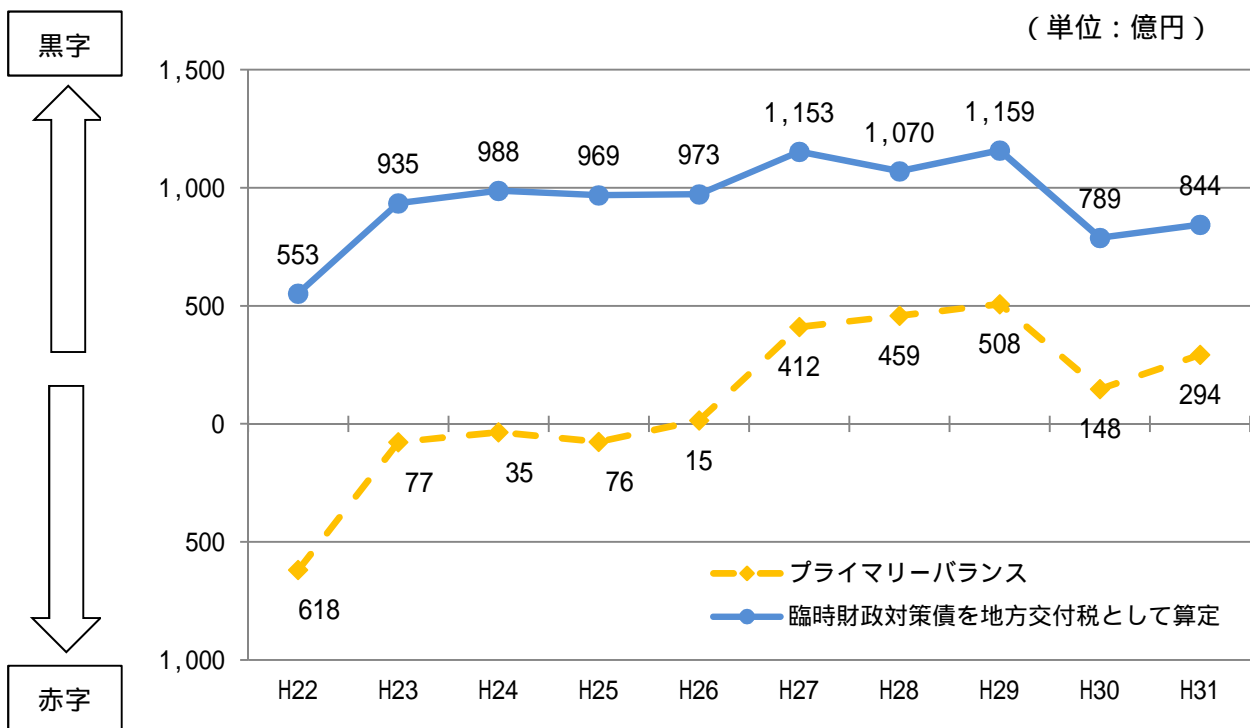
(注) H29までは決算額、H30は9月補正予算後見込額、H31は当初予算時見込額

「通常県債」：公共投資に充てる県債や、退職手当債など

「特別的県債」：地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行する特例的な県債（臨時財政対策債、減収補填債など）

【プライマリーバランスの推移】

(単位：億円)



(注) H29までは決算額、H30は9月補正予算後見込額、H31は当初予算時見込額

6 主な事業

(百万円)
() : 平成30年度当初予算

「新しい豊かさ」へのチャレンジ

力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育み、新しい豊かさを目指します。

- ・ 企業誘致活動強化事業 5,604
(県内への本社機能移転促進のためのオフィスビル整備に対する支援の創設等) (5,607)
 - 本社機能移転強化促進補助
 - ・ 補助対象：A I・I o T・ロボット・次世代自動車等の新たな成長分野の研究所や本社機能等の県内移転
 - ・ 補 助 額：投資額や移転人数等により算出 上限50億円
 - ・ 対象地域：県内全域
 - オフィスビル整備促進補助(新規)
 - ・ 補助対象：本社機能等の入居実績に応じた賃貸オフィスビルの整備費
 - ・ 補 助 率：15%(上限3億円)
 - ・ 対象地域：県内全域
 - サテライトオフィス等モデル施設整備費補助
 - ・ 補助対象：サテライトオフィス、小規模オフィスの整備費(整備面積50坪以上)
 - ・ 補 助 率：1/2(上限2,500万円)
 - ・ 対象地域：J R常磐線・T X沿線の各駅の徒歩圏内エリア
 - I T関連企業等賃料補助
 - ・ 補助対象：A I・I o T・ロボット・次世代自動車等の新たな成長分野の企業が県内移転した場合のオフィス賃料
 - ・ 補 助 率：1/2(上限240万円、3年間)
 - ・ 対象地域：県内全域
 - その他
 - ・ 本社機能移転に関する紹介手数料の交付、誘致戦略アドバイザーの設置等
- 拡 イノベーション創発型対日直接投資促進事業 45
(外資系企業誘致に向けた進出有望企業への個別P Rの強化) (41)
 - 進出有望企業への個別P Rの強化
 - ・ 海外の現地本社訪問等による本県投資環境P R、本県への招へい(2社 5社に拡充)
 - 県内に新たに事業拠点を設置する外資系企業への支援の継続
 - ・ 補助メニュー：設立補助 (補助率1/2 上限200万円)
 - 研究開発補助(補助率1/4 上限200万円)
 - 賃料補助 (補助率1/2 上限240万円)
- 新 次世代技術活用ビジネスイノベーション創出事業 105
(I o T・A I等の新たなテクノロジーを活用した新ビジネス創出支援)
茨城県産業技術イノベーションセンター「I o T・A I等協創スペース」(2019年3月完成予定)の運営
 - ・ 全体フレームや個別事業へのアドバイスをする統括プロデューサーの設置
 - ・ 新技術等のセミナーやアイデアの発表・実証等の実施
 - ・ 事業化後の相談やデータ分析のサポートの実施- ビジネスプラン構築プログラム
 - ・ A I等の分析方法、ビジネスプラン構築のノウハウ等のセミナーによる人材育成
 - ・ ビジネスプランの検証・修正、プロトタイプを試作・開発のためのメンタリング等

拡 いばらき宇宙ビジネス創造拠点事業

105

(宇宙ベンチャーの創出や県内企業の宇宙ビジネス参入に対する支援等)

宇宙ベンチャー活性化の「場」づくり

- ・シンポジウムや衛星データの利用講習会、ベンチャーと投資家とのマッチング等のコミュニティづくり
- ・本県に立地する国の研究機関や大学の研究資源を活かしたベンチャー創出のためのセミナー

宇宙産業の集積に向けた支援

- ・補助メニュー：試験設備利用料補助 (補助率 2 / 3 上限 80 万円)
- 販路開拓補助 (補助率 2 / 3 上限 400 万円)
- ソフトウェア開発補助 (補助率 2 / 3 上限 400 万円)

茨城県産業技術イノベーションセンターへの設備整備

- ・小型衛星用回路、アンテナ等の開発に必要な機器 (3次元電磁界シミュレータ、電源変動許容度試験機) の整備
- ・宇宙産業における技術課題の調査及び先端研究に係る試験等

宇宙ビジネス創造プラットフォーム運営

- ・コーディネーターによるニーズ把握やシーズ探索、宇宙ビジネスへの参入企業等からの相談対応、試験設備の利用案内等

新 つくば創業プラザ分室整備関連事業

92

(ベンチャー企業の創業促進と利便性向上を図るためのインキュベーション施設の整備・運営)

- ・場 所：つくば市東新井 民間ビルの一部を県が賃借
- ・施設概要：1階 事務室兼事業活動支援室、オフィス2室
4階 オフィス4室
オフィスは30㎡/室程度
- ・施設管理者：(株)つくば研究支援センター
つくば創業プラザの分室として整備
- ・スケジュール：4月～9月 実施設計・工事 (H30年度最終補正予算)
入居者募集
施設整備等に当たっては地方創生拠点整備交付金の活用を想定
10月(予定)～ 施設運営開始、オフィス入居

新 「未来をつなぐ」いばらき事業承継推進強化事業

22

(事業承継の推進を強化するためのM&Aの機運醸成やマッチングの促進)

M&Aチャレンジ事業

- ・M&Aによる事業拡大や事業承継の機運醸成のためのピッチ会やセミナーの開催

M&Aマッチング促進事業

- ・地域金融機関等から提供された企業情報や経営者との面談により企業評価を実施
- ・企業評価等に基づき売り手企業と買い手企業のマッチングを実施

新 つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト事業

88

(東京圏のフリーランスIT人材等と県内地域をつなぐプラットフォームの構築)

フリーランスIT人材やIT・ベンチャー企業等との持続的な関係構築

- ・フリーランスIT人材等による地域課題解決型プロジェクトの実施
- ・IT・ベンチャー企業等の開発合宿の誘致

中間支援プラットフォームの構築

- ・コーディネーターによる東京圏のフリーランスIT人材等や地元企業の掘り起こし、マッチングイベントの開催等

県・市町村が一体となった移住受入体制の構築等

- ・都内相談窓口の運営
- ・ポータルサイトのリニューアル、移住相談会の実施

- 新 茨城県北クリエイティブプロジェクト事業 33
 (県北地域を担う人材の育成や県北地域の課題解決に取り組む起業者の募集・誘致)
 起業者育成講座
 地域を担う人材の掘り起こしや誘致、起業者コミュニティ育成のための講座の実施
 県北地域の課題解決につながる起業者の誘致
 県北地域が抱える課題の解決に取り組む起業者を公募し、起業までを一貫してコーディネーターが支援 (最大3年間)
- 新 外国人材活躍促進事業 75
 (外国人材を確保するための外国人材支援センター (仮称) の設置)
 体制：介護分野の特任アドバイザー、就職マッチングのためのアドバイザー
 対象国：インドネシア、ベトナム、ミャンマー
 事業内容
 ・ 県内企業向けの技能実習制度に係るセミナー・研修会
 ・ 技能実習生の帰国後の就職サポート体制の構築
 ・ 介護分野及び新しい在留資格に係る企業からの相談対応、情報収集、県内企業とのマッチング
 ・ eラーニングシステムによる日本語学習支援等
 ・ 対象国の送出機関を招へいした県内視察バスツアーによるPR
 この他、茨城県国際交流協会における外国語での生活相談体制を拡充
- 新 わくわく茨城生活実現事業 51
 (東京圏から本県への移住者に対する移住支援金の支給)
 ・ 対象者：次の2つの要件を満たす者
 東京23区在住者又は東京23区へ通勤する東京圏在住者 (いずれも直近5年以上) で本県に移住した者
 本県でマッチング支援の対象中小企業等に就業した者
 ・ 雇用形態：週20時間以上の無期雇用
 ・ 補助額：上限100万円 / 世帯、60万円 / 単身
 ・ 負担割合：(国1 / 2、県1 / 4)、市町村1 / 4
- 新 地域課題解決型起業支援事業 17
 (地域課題に対して取り組む事業者に対する起業支援)
 ・ 対象者：次の3つの要件を満たす者
 県が地域再生計画に位置付ける社会的事業の分野において起業する者
 県内において起業する者
 公募開始日以降、補助事業完了日までに法人の設立、あるいは個人開業届の提出を行う者
 ・ 補助額：上限200万円
 ・ 対象経費：人件費、専門家謝金、委託費、マーケティング調査費、広報費等
 ・ 負担割合：国1 / 2、県1 / 2
 ・ その他：支援対象者に対する採択後の伴走支援、創業後の事業継続支援等
 上記「わくわく茨城生活実現事業」の移住支援金と併給可

- 新 いばらきグローバルビジネス推進事業 215
 (海外販路拡大等にチャレンジする中小企業・農業者に対する支援)
 中小企業向け
 ・ベトナム、タイ等への海外展示商談会出展支援(対象に香港を追加)
 ・シンガポール等に専門スタッフを配置し、現地バイヤー等に売込みを実施
 ・海外バイヤーを県内に招へいし、商談会等を実施
 ・海外展開専門家による商談マッチング等支援や貿易投資相談員による相談窓口の運営等
 農業者向け
 ・アメリカへの梨輸出に向けた輸送試験及び試験販売の実施
 ・アメリカにおける常陸牛のブランディング、試食・商談会などのプロモーションの実施
 ・輸出に意欲的な産地と事業者が行う輸出拡大に向けた現地プロモーションの実施
- 新 いばらき農林水産物トップブランド育成事業 55
 (本県産梨・豚肉のトップブランド化に向けたPRの強化)
 恵水(梨)
 ・全農・産地と連携した集中的な店舗PRによる販路開拓
 ・ネット販売を活用した生産者から消費者への直接販売とPR
 ・都内百貨店、高級果実専門店でのフェア開催や専門家を活用した販売力強化
 ・梨のお洒落な食べ方の考案、Webを活用したPR
 常陸の輝き(豚肉)
 ・ミシュランガイド掲載店などの高級店への営業活動
 ・生ハムなどハイグレードな加工品開発
 ・著名人によるSNSを活用した情報発信
 ・国内最高級ブランドとしてのPR動画制作
- 拡 茨城モデル水稲メガファーム育成事業 189
 (大規模水稲経営体を短期間で育成するための農地の集約化等に対する支援) (85)
 事業計画: 100ha超規模の大規模水稲経営体を1経営体あたり3年で育成
 (5年間で5経営体(採択済み)を育成)
 支援内容:
 ・農地貸付協力金
 農地貸付に協力する農地所有者に対する交付金
 (経営転換協力金と合わせ8万円/10aまで交付)
 ・農地集約化奨励金
 農地交換に協力する耕作者に対する交付金
 (2万円/10aを交付)
 ・ICT機器等先端技術導入支援
 国補助事業を活用した機器等導入に対する補助
 (対象事業に係る経費の1/6を県が上乘せ補助)
- 新 いばらきの儲かる園芸経営体モデル育成事業 30
 (高収益を実現する次世代施設園芸転換モデル温室の設置に対する支援等)
 次世代施設園芸転換モデル温室の設置支援
 ・補助先: 茨城県施設園芸研究会会員の農家等を想定(5箇所程度)
 ・補助対象: モデル温室の設置に必要な高度環境制御システム(統合型環境制御装置等)の導入
 ・補助率: 統合型環境制御装置: 10/10
 被制御装置(スプリンクラー、炭酸ガス発生機等): 1/2以内
 技術成果の普及支援
 ・補助先: (仮称)茨城県次世代施設園芸コンソーシアムを想定
 ・補助対象: モデル温室のデータ収集と比較分析、技術マニュアル作成、研修会等の開催、専門家による技術指導等
 ・補助率: 10/10

- 新 いばらきオーガニックステップアップ事業 107
 (県北地域における大規模有機モデル団地の整備に対する支援等)
 大規模有機モデル団地の整備支援
 ・補助先：有機栽培生産者等
 ・補助対象：県北地域における大規模有機モデル団地（5～10ha規模）の整備に必要なパイプハウスや農業機械等の導入（1箇所）
 ・負担割合：(国5 / 10、県2 / 10)、事業主体3 / 10
 技術支援等
 ・大学等と連携した土づくり技術実証研究、有機農業技術等の拠点実証ほの設置、有機農業等の新規参入者向けの経営事例集の作成等
- 拡 農業参入等支援センター事業 62
 (農業経営の規模拡大・法人化、企業の農業参入や県北地域における園芸団地整備に対する支援) (19)
 農業参入等支援協議会の運営
 ・農業経営体からの法人化や規模拡大、企業等の農業参入についての相談等に対し経営戦略会議を開催
 法人化等の促進支援
 ・法人化等を促進するための研修会や講座の開催
 ・農家の法人化及び集落営農組織化のための取組に対する補助（定額40万円ほか）
 ・法人経営等に関する専門支援チームの派遣
 農業参入企業に対する資金調達支援
 ・農業ビジネス保証制度の創設と信用保証料の助成
 対象者：商工業とともに茨城県内において農業を営む中小企業者等
 融 資 利 率：金融機関所定利率
 償 還 期 限：運転資金10年以内（うち据置2年以内）等
 融 資 限 度 額：5,000万円
 保証料の助成率：5 / 10
 県北地域における園芸団地整備支援（新規）
 ・補助先：農地中間管理機構（県農林振興公社）
 ・補助対象：県北地域での農業参入を予定している企業等へ貸付する農地の整備
 ・負担割合：(国5 / 10、県3 / 10)、事業主体2 / 10
- 新 強い漁業経営体支援事業 8
 (沿岸漁業経営体の法人化等に対する支援)
 ・法人化等のモデルケースとなることが期待される沿岸漁業経営体等に対し、改革プラン作成等のためのコンサルティング、専門家派遣による個別相談等を実施
 ・漁業者等を対象とした法人化促進講座の実施
- 新 市町村森林整備等バックアップ事業 52
 (森林環境譲与税を活用した森林の経営管理を行う市町村への支援)
 市町村職員等の技能向上支援
 ・市町村職員技術講習会等の開催、森林経営管理マニュアルの作成等
 林業従事者等の人材育成支援
 ・市町村の事業実施体制を支援するための地域林政アドバイザー養成研修に対する補助
 ・林業事業者の情報通信技術活用を支援するためのGIS操作指導等
 ・林業従事者を対象とした高性能林業機械オペレーター養成研修や一貫施業等における技術向上のための研修等に対する補助
 GISを活用した森林情報の整理
 ・市町村等による森林境界明確化等を支援するため、GISを活用して過去の空中写真等の森林情報を整理

新 農業労働力確保総合支援対策事業

7

(外国人労働者等の受け入れ環境の整備や資格取得に対する支援等)

新たな在留資格に基づく適正受入管理協議会(仮称)の設置・運営

外国人労働者等の住環境整備支援

・外国人労働者等のための住宅の改良等の融資資金に対する利子補給等

対象者：法人又は2年以内に法人化を見込む農業経営体

融資枠：3億円(個人1,800万円、法人・団体2億円)

償還期限：15年以内(うち据置7年以内)

貸付金利：0.3%程度を想定

利子補給率：1.3%(県1/2、融資機関1/2)

外国人労働者の資格取得等支援

・農作業において必要な資格取得等に係る経費に対して補助

対象資格：普通自動車免許(外国免許からの切替)、大型特殊免許(農耕用)、フ

ォークリフト等

農福連携の推進

・普及啓発や農業経営体と福祉事業所等とのマッチング体制整備

新 戦略的研究開発・普及強化事業

33

(農業分野におけるICTやAI等の活用に関する国研究機関等との共同研究等)

・大規模水田農業のICT等を活用した生産性向上技術

・イバラキング(メロン)の低コスト・省力的環境制御技術

・いばらキッス(イチゴ)のAI等を活用した栽培支援技術

・ゆめかおり(パン用小麦)等の画像解析やドローン等を活用した施肥技術

拡 イノシシ等被害防止対策関連事業

230

(イノシシ等の捕獲に対する補助や狩猟の担い手確保等)

(220)

[鳥獣被害防止総合対策事業]

被害防止活動への支援

・ICT機器や箱わな等の導入支援:(国1/2)、地元1/2等

・鳥獣被害防止対策施設(電気柵等)整備への支援

国補対象(受益戸数3戸以上):自力施工 国10/10

(その他 国1/2)

国補対象外(受益戸数3戸未満):市町村補助と同額を県上乗せ補助

(上限6万円/件)

イノシシ等を「近づけない」環境づくりに対する県上乗せ補助

・対象事業:農地周辺の緩衝帯の設置(やぶの刈り払い等)

・実施主体:鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村の地域協議会

・負担割合:(国1/2、県1/4)、地元1/4等

捕獲活動への支援

・イノシシ等捕獲活動を実施する市町村への支援

成獣:国8千円/頭+市町村補助と同額を県上乗せ補助(上限8千円/頭)

幼獣:国1千円/頭+市町村補助と同額を県上乗せ補助(上限1千円/頭)

・カモ類捕獲活動の実施:捕獲目標2,500羽(県猟友会へ委託)

人材育成・普及啓発

・獣害対策サポータースキルアップ研修、市町村等担当者研修

・モデル地区におけるICTを活用した捕獲の実証及び勉強会

[生物多様性保全推進事業(野生鳥獣管理分)]

イノシシの個体数を適正化するための捕獲事業、生息分布等調査

狩りガールとの狩猟体験ツアー、イノシシ大きさコンテスト

ハンティングの魅力セミナー、新人ハンタースキルアップ研修会等

| | | |
|---|--|------------|
| 拡 | 女性活躍推進事業 (表彰制度の新設などによる女性管理職の登用促進) ・積極的な女性登用を行う企業による事例紹介などの経営者向けセミナー開催 ・女性管理職登用企業等の表彰制度の新設 ・県内の女性管理職ロールモデルや優良企業をHPやタウン誌で情報発信 | 20 (17) |
| 新 | ICTを活用した業務改革推進事業 (RPAやAI導入による県庁業務の効率化・省力化の推進) RPA導入による定型業務の自動化 ・庁内の定型業務をRPA(ソフトウェアロボット)導入により自動化 ・対象業務:20業務 ・導入効果:作業時間の8割程度を削減 RPA:Robotic Process Automation AI導入による業務の効率化・省力化 ・音声認識技術により会議等における議事録を自動的に作成 ・県民からの問い合わせやヘルプデスク等でチャットにより自動応答 ・文字認識技術により手書きの申請書を電子データ化 ・導入効果:業務時間の短縮や県民サービス向上に寄与 | 68 |
| 新 | 庁内保育所設置運営事業 (県職員の働き方改革を推進するための庁内保育所の設置・運営) ・設置場所:県庁舎来客用駐車場棟内の事務室を改修 ・定員:30人程度 ・スケジュール:12月開所(予定) | 73 |
| 拡 | 運動部活動地域連携再構築事業 (中学校への部活動指導員の配置や複数高校の合同部活動の実施) 中学校運動部活動指導員の配置 ・対象:市町村立中学校 ・事業内容:運動部活動指導員の配置 6人 55人に拡充 ・負担割合:(国1/3、県1/3)、市町村1/3 県立高校における合同部活動の体制構築実践研究 ・対象:交通不便等により生徒数が減少している地域の高校 ・事業内容:同一地域の高校2~3校程度が集合し合同部活動を実施 運動部活動指導員を計6人配置(2地域×3部活程度に各1人) | 18 (3) |
| 拡 | 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業 (霞ヶ浦水質保全条例等に対応するために小規模事業所が行う排水対策への融資枠等の拡充)(20) 拡充理由:霞ヶ浦流域の小規模事業所に対し排水基準の遵守を徹底させるため霞ヶ浦水質保全条例等の改正を予定していることから、小規模事業所が行う排水対策を支援 融資内容等 ・対象事業:小規模事業所が行う排水対策 ・融資枠の拡充:1,600万円(5件程度) 3億2千万円(100件程度) ・その他:融資対象者に対する償還期間中の利子補給 | 345 |
| 新 | 新最終処分場設置調査事業 (新たな公共関与最終処分場の必要性・規模・整備可能地等に関する検討) 県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会において新たな公共関与最終処分場の整備を検討 ・公共関与の必要性・施設規模・事業主体等の基本方針の策定、全県を対象とした整備可能地の調査 | 12 |

「新しい安心安全」へのチャレンジ

医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築きます。

新 県立学校未来の医師育成事業

9

(県立学校5校に医学コースを設置し将来の本県医療を担う医師養成を図る)

設置校：日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等

事業内容

- ・2年生から医学コースを各校1クラス設置(2019年度入学生から実施)
- ・医学部進学希望者への進路指導等を行う医学コーディネーターの配置
- ・数学等の授業を習熟度別で実施するための非常勤講師の配置
- ・病院等での体験学習や予備校等と連携した学習指導など各校独自の取組の実施
- ・将来本県の医療機関で従事・開業する機運を醸成する合同セミナーの開催

拡 ICT活用による医療体制強化支援事業

73

(遠隔治療サポートシステム及び遠隔画像診断治療補助システムの導入支援) (28)

遠隔治療サポートシステムの導入支援(新規)

- ・事業内容：手術映像や検査画像等をリアルタイムで配信できる「遠隔治療サポートシステム」を活用し、心疾患などの高度専門治療を行うためのネットワーク構築に係る経費を支援

・補助率：10/10(上限1,500万円)

遠隔画像診断治療補助システムの導入支援

- ・事業内容：遠隔画像診断治療補助システムを活用し、脳卒中に対する専門的治療などを行う医療機関に対しシステム導入に係る経費を支援

・補助率：10/10(上限461万円)

拡 県外からの医師確保強化事業

204

(医科大学との新たな協力体制の構築や寄附講座設置等による医師の確保) (104)

医科大学との新たな協力関係の構築

- ・いばらき医療大使の人脈を活用し、県外の医科大学を訪問する等により、新たな協力関係を構築

ウェブサイト等を活用した県ゆかりの県外医師への個別アプローチ

- ・県医師確保ウェブサイトのUIターン専用ページにアクセスのあった医師の希望に基づき、県内医療機関とのマッチングを実施

寄附講座の設置

- ・「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科(2019年2月現在:目標17人)」等への医師確保のため、医科大学に寄附講座を設置

外国医師の受入促進及び医科大学新設・誘致の調査検討

- ・県内病院がハンガリー医科大学が行う実習の提携病院となるための調整
- ・近年開設した医科大学・地元自治体からの情報収集、国との情報交換

拡 地域医療支援センター事業

117

(地域医療支援センターの運営による医師キャリアの形成支援等) (43)

地域医療支援センター分室の設置

- ・新たに筑波大学に分室を設置することで連携を強化

医師キャリアの形成支援

- ・修学生や修学生医師をはじめとする若手医師等への初期臨床研修マッチングや専門研修プログラム等の情報提供
- ・診療技術や指導力向上のための医師向け海外派遣事業、シミュレーション機器の巡回トレーニングや著名な指導医による診療技術指導等

| | | |
|---|---|-----------|
| 新 | 介護人材確保育成事業（チャレンジ・シニア参入促進事業分） （介護分野において働く意欲のあるシニア層に対するOJT研修の実施） ・対象者：概ね60歳以上の高齢者100人程度を想定（資格要件なし） ・研修内容：ベッドメイク、利用者の話相手や見守り等の介護周辺業務 ・期間等：最大1ヶ月（週12時間程度の短時間勤務を想定） | 20 |
| 拡 | 重度心身障害者医療費助成事業（拡充分） （医療費助成の対象に精神障害者保健福祉手帳1級保持者を新たに追加） ・対象者数：1,100人程度 ・適用時期：2019年4月 | 123 |
| 拡 | 医療的ケア児等受入促進事業 （医療型短期入所を行う医療機関の新設を促進するための支援等） 医療型短期入所受入促進（新規） ・補助対象：医療型短期入所がない5障害福祉圏域内において新規に医療型短期入所を開設する法人（1事業所） ・対象経費：診療報酬と障害福祉サービス報酬単価との差額 ・補助額：上限15千円/日・人（35人/月程度を想定） 施設開設準備支援 ・補助対象：医療的ケア児等を受け入れる児童通所事業所等を開設する法人（5事業所） ・対象経費：送迎用福祉車両、受け入れに必要な設備・備品等 ・補助率：1/2（上限100万円） | 11 (5) |
| 新 | 手話言語普及促進事業 （手話言語の普及啓発、講座開催による手話奉仕員のスキルアップ支援等） ・手話言語普及啓発フォーラムの開催 ・手話奉仕員スキルアップ講座（30人×県内2箇所、10ヶ月程度）の開催 | 4 |
| 新 | 茨城助け合い運動推進事業 （地域課題の解決に向けた取組を行うNPO等に対する支援等） 提案型共助社会づくり支援事業 ・対象事業：急激な人口減少や超高齢社会から派生する喫緊の地域課題で、地域住民等の参加により解決が期待される事業 ・対象者：NPO、企業等 ・補助単価：50～500万円 ・負担割合：1市町村区域の場合（県1/3）、市町村1/3、事業主体1/3 広域・全県区域の場合（県2/3）、事業主体1/3 ・補助期間：最大5年 新たな県民運動奨励事業 ・県政策目標と合致する県民運動について、不特定多数の県民が安心して参加できるように保険制度を創設 | 61 |
| 拡 | 道路ボランティアサポート事業 （県管理道路における除草、花壇の手入れ等を行うボランティア団体等への支援）(14) ・団体数及び活動延長の増を図るため、団体の認証要件を緩和 活動延長：100m以上 50m以上 活動回数：年4回以上 年2回以上 | 19 |

| |
|--|
| <p> 拡 河川愛護地域づくり推進事業 9 (県管理河川における除草、清掃を行うボランティア団体等への支援) (6) ・団体の負担軽減により新規参加や活動定着を図るため、支援方法を見直し 現 行：活動に要する費用(物品購入費等)に対して1/2を補助 見直し後：活動に要する物品等の支給・貸与、活動看板の設置等(道路ボランティアサポート事業と同様の取扱い) </p> |
| <p> 拡 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業 26 (地域猫の不妊去勢手術への支援や適正飼育指導員の設置による監視及び指導の強化)(22) 県民意識の醸成 地域猫活動の推進 ・猫の不妊去勢手術費用の支援、捕獲器の貸与等 動物愛護団体等への支援 ・犬猫殺処分減少につながる取組を公募し、審査会による審査を経て選定された事業に対し支援 適正飼育指導員の設置 ・犬猫の収容頭数が多い鹿行地域に適正飼育指導員を2名配置し、犬の放し飼い等に対する集中的な監視及び指導を実施 </p> |
| <p> 新 警察署等建設整備事業 29 (老朽化した太田警察署の移転建替えに向けた基本設計等) ・スケジュール：2019年度 基本設計、地質調査 ：2020年度～ 実施設計、建設工事 ：2023年度 移転開署(予定) </p> |
| <p> 拡 住民避難力強化事業 6 (マイマップ、マイ・タイムライン等の作成を支援するワークショップの実施) (1) ・対象地域：重要水防箇所など治水の優先度が高い地域 80箇所ほか ・事業内容：災害の基礎知識の講義やマイマップ、マイ・タイムライン、災害・避難カード作成を支援するワークショップを実施 </p> |
| <p> 拡 防災対策調査・普及啓発等事業 128 (避難用バス等配車オペレーションシステムの開発、市町村広域避難計画の策定支援等) (49) 地域防災計画改定委員会・原子力災害対策検討部会の運営 原子力防災対策に関する調査等 ・災害時に避難用バス等の配車計画を導出するシステムの開発(新規) ・防災対策に対する助言等を行う原子力施設安全調査員の配置 広域避難計画の策定・普及啓発に係る市町村の取組に対する補助 ・補助先：UPZ内14市町村 ・補助対象：広域避難計画の策定に係る経費 ・補助率：10/10 </p> |
| <p> ・ 緊急輸送対策強化事業(東日本大震災関連分、国補公共) 22,305 (緊急輸送道路の整備や重要港湾の機能強化等) (21,568) 復興みちづくりアクションプランに基づく緊急輸送道路等の整備 ・事業内容：交通危険箇所の解消(橋梁の耐震化)、交通阻害箇所の改善等 ・主な事業箇所：復興関連道路：20箇所20,239百万円 橋梁の耐震化：1箇所 188百万円 緊急物資輸送の拠点となる茨城港・鹿島港の防波堤の整備(国直轄事業) </p> |

- ・ 治水直轄事業負担金（関東・東北豪雨関連分、国補公共） 2,615
（河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用した鬼怒川の集中的な改修）（2,615）
・ 事業内容：鬼怒川の河川整備
・ 実施期間：2015～2020年度
- ・ 防災・減災対策事業（県単公共） 1,160
（道路の落石・法面对策，急傾斜地崩壊防止等のための工事）（1,498）
・ 事業箇所：落石防止等対策17箇所、急傾斜地崩壊防止対策12箇所

「新しい人財育成」へのチャレンジ

茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指します。

- 新 県立高等学校改革プラン推進事業 636
（県立中高一貫教育校10校を設置するために必要な教室等の整備）
設置校：2020年度開校 太田第一、鉾田第一、鹿島、竜ヶ崎第一、下館第一
2021年度開校 水戸第一、勝田、土浦第一
2022年度開校 下妻第一、水海道第一
整備内容：技術室整備、給食の実施に向けた運搬用エレベータ・パントリー整備等
開校の前年度に整備予定（2019年度は2020年度開校の5校に整備）
- 新 I B A R A K I ドリーム・パス事業 9
（地域課題解決のための企画立案や実践を通して高校生が自ら課題解決に向け行動できる力を養成）
・ 高校生の意識改革に関わる人材（指導者）として大学生を育成
・ 大学生指導者と高校生のチームによる地域課題の発見と解決策の企画立案
・ 優秀な企画の実践活動
・ 実践活動等を基に企画内容をプレゼンし、企業やNPOとのマッチングを実施
- 拡 いじめ問題対策推進事業 29
（SNSを活用したいじめ相談窓口の実証研究）（22）
いじめ対策SNS活用相談の実証研究（新規）
・ 整備時期：夏季長期休業明け前後40日程度（18時から22時）
・ 相談体制：相談員5人程度、相談者が多い場合には自動応答で案内
いじめ・体罰解消サポートセンターの運営
・ いじめ解消サポート相談員による相談対応やいじめなくそうネット目安箱による相談の受付
・ 特に深刻な事案について、警察OB等の専門家を学校に派遣（拡充）
- 新 グローバル・サポート事業 7
（外部人材の派遣等による外国人児童生徒の日本語初期指導の充実と支援体制の整備）
・ 日本語指導教室のない小中学校、高校への通訳・サポートスタッフの派遣
・ 日本語指導教室のある小中学校への日本語指導専門家の派遣
・ 外国人児童生徒の保護者や学校等に向けた電話相談の実施
・ 専門家派遣による外国人生徒の高校進学のためのガイダンスを開催
・ 帰国・外国人児童生徒等ハンドブックの改訂及びWeb配信

| | | |
|---|--|--------|
| 新 | 図書館魅力向上推進事業 (県立図書館のサービス向上のためのネット予約貸出サービスやカフェスペースの整備) インターネット予約による遠隔地貸出サービスの構築 連携市町村への図書搬送回数の拡充などにより、インターネットで予約した図書を希望する市町村立図書館で受け取りできる体制を構築 図書館内にカフェスペースを整備 ・館内の休憩コーナー等(100~120㎡)をカフェスペースに改装 ・スケジュール: 2019年度上半期 業者選定、設計 下半期 改修工事 2020年3月 カフェオープン予定 | 34 |
| 拡 | 多子世帯保育料軽減事業 (第3子以降で3歳未満の子ども保育料に対する軽減措置における所得制限の廃止)(346) ・実施主体: 市町村 ・拡充内容: (従来)第4階層の一部から第5階層(世帯年収約360万円~640万円)の第3子以降で3歳未満の子ども保育料を無償化 (今回)第3子以降で3歳未満の子ども保育料を無償化 ・対象施設: 公立・私立の認可保育所、認定こども園等 ・負担割合: (県1/2) 市町村1/2 | 571 |
| 拡 | 施設型給付費負担金 (認定こども園等の利用料無償化に係る経費や運営費の支援等) (10,404) ・給付対象: 子ども・子育て支援新制度に基づく認定こども園、幼稚園、保育所 ・給付主体: 市町村 ・主な負担割合: 国1/2、(県1/4) 市町村1/4 うち、国の幼児教育・保育の無償化対応分は1,484百万円 | 12,900 |
| 新 | 子育て支援施設等利用給付費負担金 (認可外保育施設等の利用料無償化に係る経費の支援等) 407 ・給付対象: 認可外保育施設、新制度未移行の私立幼稚園等 ・給付主体: 市町村 ・主な負担割合: 国1/2、(県1/4) 市町村1/4 全額が国の幼児教育・保育の無償化対応分 | 407 |
| 拡 | いばらき保育人材バンク設置運営事業 (潜在保育士の就業斡旋や無資格者の資格取得及び雇用促進に対する支援等) (45) いばらき保育人材バンク(官民連携型保育士紹介制度)の運営 ・潜在保育士の復職支援のための研修等の実施により、保育人材確保を支援 ・県が委託することにより、紹介手数料を軽減 ・無資格者の雇用促進及び保育士希望者の資格取得を支援 潜在保育士の紹介手数料への支援 ・事業所の平均勤続年数に応じて人材バンクへの紹介手数料を支援 | 57 |

- 拡 家庭的保育事業促進事業 27
 (家庭的保育事業者の増加を図るためのセミナーや認定研修の実施等) (12)
 家庭的保育事業者の増加促進(新規)
 ・家庭的保育事業制度や起業方法等についてのセミナー、マニュアル作成打ち合わせ等の実施
 ・無資格者が家庭的保育者として従事するための要件となる研修の実施
 (所要時間: 88時間+実習20日)
 コーディネーター配置支援
 ・実施主体: 市町村
 ・事業内容: 家庭的保育事業者の休暇取得時の代替職員確保の連絡調整、相談支援等を行うコーディネーターの配置費用の支援
 ・補助単価: 818万円
 ・負担割合: 国1/2、(県1/4)、市町村1/4
- 新 児童相談所の運営強化関連事業(茨城県子どもを虐待から守る条例対応分) 36
 (児童相談所への職員配置の増等による児童虐待対応体制の強化)
 児童福祉司・児童心理司の配置増(嘱託職員分)
 + 11人(改正後国基準113人を超える121人を配置)
 職員配置の増に伴う相談対応電話や公用車等の配置増
- 新 人権啓発推進センター運営事業(LGBTに優しい県づくり事業分) 2
 (専門相談体制の構築のための相談員養成研修や理解促進のための講演会の開催等)
 相談員養成研修
 ・LGBTの相談に対応しているNPO法人等を対象として、セクシュアルマイノリティ基礎研修を実施
 理解促進・普及啓発
 ・講演会の開催やチラシの作成・配布による普及啓発等

「新しい夢・希望」へのチャレンジ

将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、観光創生や魅力度向上を図ります。

- 新 茨城県フラワーパークリニューアル関連事業 199
 (フラワーパーク魅力向上計画に基づく観光拠点としてのリニューアル工事等)
 ・事業内容: 民間企業の経営感覚と自由な発想を活かし、施設の改修や運営体制の見直し等を実施
 ・スケジュール: 2019年度: 基本設計及び実施設計、施設整備の一部(ワークショップ施設(展示温室)等の改修)等(H30年度最終補正予算)
 2020年度: 実施設計、施設整備(レストラン新設、ローズガーデンやマーケットプレイスの整備)等
 施設整備等に当たっては地方創生拠点整備交付金の活用を想定
 観光拠点としての整備に合わせ、営業戦略部へ所管を変更(これまでは農林水産部所管)

| | |
|---|----------------------|
| <p> 拡 アクアワールド茨城県大洗水族館魅力向上事業 (魅力アップのための夜間も楽しめる水族館へのリニューアル) 夜型展示の導入(ナイトシーサファリ) ・クラゲの大水槽の設置や発光・蛍光生物の展示等 飲食ゾーンの新設(ナイトラウンジ等) ・ペアシート、カウンター、照明設備の設置等 スケジュール 2019年度:整備工事 2020年度以降:開館時間の延長 </p> | <p>700 (131)</p> |
| <p> 拡 古民家を活用した茨城ブランド力向上事業 (地域振興拠点としての県内古民家の活用に向けた改修支援等) 古民家改修支援 ・対象団体:1市町村(2018年度中にモデルケースを決定) ・対象経費:改修に係る設計費、工事費等 ・補助率:原則1/2(上限1,000万円) 古民家の更なる活用方策の検討 ・古民家活用合同研究会における古民家改修等の課題整理・検討 ・新たな「古民家改修モデルケース」の設定(2箇所) ・古民家セミナーの開催 </p> | <p>15</p> |
| <p> 新 県北ニューツーリズム推進事業 (県北地域に点在する多様な地域資源をつないだ新しい滞在・体験型ツーリズムの推進) 県北ロングトレイルコースの設定等 ・県北の多様な地域資源をハイキング道や林道等でつなぐ「ロングトレイルコース」の設計・現地調査等 ・ロングトレイルコースの設定やコンセプト策定のための検討会の開催 ・ロングトレイルコースを活用したモニターイベントの実施・情報発信 ヘルスツーリズムの企画等 ・ヘルスツーリズムメニューの企画等に関する検討会の開催 ・ロングトレイルコースを活用したウォーキング、温泉、アクティビティ等を組み合わせ合わせたモニターツアーの実施・情報発信 </p> | <p>10</p> |
| <p> 新 いばらきサイクルツーリズム等推進事業 (各地域の特色を最大限に活かしたサイクルツーリズムの全県的な推進) 県内各地域におけるサイクルツーリズムの推進・誘客の仕掛け ・モデルコースの設定に向けた専門家の派遣による指導・助言 ・サイクリングガイドの育成 ・全県版サイクリングマップの作成 ・県有施設等へのサイクリングサポート体制(サイクルラック・空気入れ等)の整備 ・多様なサイクリングの楽しみ方を提供するサイクリングイベントの開催 自転車活用の普及・啓発 ・シンポジウムの開催、啓発パンフレットの作成、市町村版自転車活用推進計画の策定支援等 </p> | <p>12</p> |

- ・ 宿泊施設立地促進事業 1,002
 (本県の新たなフラッグシップとなるホテル等の立地に対する支援制度)(1,014)
 ・補助対象:土地・建物・設備への投資額
 ・補助要件:県のフラッグシップとなり、観光のイメージの向上に資するホテル等
 ・補助限度額:投資額の5%、上限5億円(県の観光イメージの向上に特に資する場合は、投資額の10%、上限10億円)
 対象の認定、補助額の決定に当たっては、客室数、平均客室面積、価格等を総合的に勘案し、外部有識者による審査会により認定

- 新 県民文化センターコンベンション機能強化事業 299
 (県民文化センターの利用率向上や地域活性化のためのコンベンション機能強化)
 整備内容(大ホール及び小ホール)
 ・大型プロジェクター、カメラシステム等の映像設備
 ・通訳ブース、同時通訳機器(大ホール:4か国語、小ホール:2か国語)等
 国際会議及び全国会議の誘致活動

- 新 県庁舎維持管理事業(県庁舎展望ロビー改修分) 61
 (行政棟展望ロビーのより一層の利活用促進のための改修)
 ・改修箇所:25階展望ロビー北側
 ・改修内容:厨房設備更新、防水性床材導入、モバイル対応電源設置等
 ・スケジュール:2019年7月中の供用開始(予定)

- 拡 メディア活用魅力発信強化事業 233
 (本県の魅力発信CMの放送やインフルエンサーを起用した動画配信)(172)
 ・在京キー局を中心とした本県の魅力発信CM(農産物、絶景など)の放送
 ・外部チャンネルを活用した動画配信

- 拡 第74回国民体育大会推進事業 4,939
 (国民体育大会に関する実行委員会負担金や競技会の運営費に対する支援)(754)
 ・開催期間:2019年9月28日~10月8日(11日間)
 ・正式競技:37競技(陸上競技、水泳、サッカー、テニス等)
 ・参加者数:約70~90万人(選手団、大会関係者、観覧者等)
 ・事業内容:本大会の式典実施業務、開閉会式会場整備、輸送・合同配宿、広報、運営ボランティア養成等

- 拡 第19回全国障害者スポーツ大会推進事業 2,173
 (全国障害者スポーツ大会に関する実行委員会負担金)(137)
 ・開催期間:2019年10月12日~14日(3日間)
 ・正式競技:13競技(陸上競技、水泳、車いすバスケットボール等)
 ・参加者数:約9万人(選手団、大会関係者、観覧者等)
 ・事業内容:本大会の式典実施業務、競技会場整備、競技運営等

- 新 全国都道府県対抗eスポーツ選手権大会事業 40
 (全国初「都道府県対抗eスポーツ大会」の本県予選会及び本大会の開催)
 都道府県対抗eスポーツ大会概要
 ・開催期間:予選会 2019年4月~8月(予定)
 本大会 2019年10月4日~6日(3日間)
 ・競技:ウイニングイレブン2019、グランツーリスモSPORT、ぷよぷよeスポーツ
 eスポーツ振興・関連産業の創出に関する調査
 ・「eスポーツの拠点・茨城」に向けた場づくり、人材育成、関連産業の育成に関する調査

拡 元氣いばらき選手育成強化事業 648
 (2019年本県開催の国民体育大会に向けた選手の強化合宿の実施等) (618)
 ・強化合宿の充実や強豪チームとの対戦試合の拡充
 ・対戦相手の戦力分析スタッフや選手をサポートするトレーナー、ドクター等の派遣拡充
 ・スポーツ専門員の雇用：62人

拡 東京オリンピック・パラリンピック推進事業 716
 (茨城カシマスタジアムでのサッカー競技開催準備や聖火リレー準備・キャンプ誘致等) (58)
 大会運営関連事業
 ・茨城県都市ボランティア研修の実施等
 聖火リレー等の準備
 ・県内聖火リレーや大会期間中のライブサイト(大型スクリーンを使用した競技中継、
 競技体験等)の実施計画策定等
 大会機運醸成・おもてなし
 ・開催1年前イベントの実施、シティドレッシング(フラッグ等による装飾)の実施
 計画策定等
 キャンプ誘致
 ・市町村のキャンプ誘致活動への支援等

新 都市間高速バスネットワーク強化事業 58
 (水戸・つくば両都市間の交流・連携の活性化に向けた高速バス増便実証実験)
 ・目的：水戸・つくば両都市間の交流・連携の促進による県域全体の活性化及びイン
 バウンドを含めた観光・ビジネス需要への対応
 ・方法：水戸・つくば間高速バス及び茨城空港シャトルバスの増便実証実験に要
 する運行費への支援
 ・増便数：水戸・つくば間高速バス 平日12便、土日祝日8便
 (予定) 茨城空港シャトルバス 台湾便(週2日)、韓国便(週3日)への接続便
 を各2便

社会資本整備・活用(公共) 【全会計126,537】 119,311
 ・国補公共(直轄事業負担金、補助事業) 【全会計102,416】 95,521
 (全会計 94,597) (90,387)
 [直轄事業負担金：17,493]道路(東関東自動車道水戸線など) 治水(鬼怒川など)等
 [補助事業：84,923]道路(国道354号境岩井バイパスなど) 河川海岸(恋瀬
 川など) 漁港(波崎漁港など)等

・緊急輸送対策強化事業(東日本大震災関連分、国補公共、再掲) 22,305
 (緊急輸送道路の整備や重要港湾の機能強化等) (21,568)

・治水直轄事業負担金(関東・東北豪雨関連分、国補公共、再掲) 2,615
 (河川激甚災害対策特別緊急事業等を活用した鬼怒川の集中的な改修) (2,615)

・県単公共 【全会計 24,121】 23,790
 (全会計 23,500) (23,170)

・維持・管理対策事業(県単公共) 11,063
 (道路や堤防の除草や修繕、河川の維持浚渫、都市公園の施設修繕等)(10,566)
 ・事業箇所：道路除草2,370km、堤防除草1,655km、河川浚渫35箇所

- ・ 通学路等安全対策事業（県単公共） 2,482
 （通学路の歩道や路面標示等の整備） (1,997)
 ・ 事業箇所：歩道整備等 15 箇所、路面標示等 72 箇所

- ・ 防災・減災対策事業（県単公共、再掲） 1,160
 （道路の落石・法面对策、急傾斜地崩壊防止等のための工事） (1,498)

- ・ 長寿命化対策事業（県単公共） 3,403
 （道路や橋梁、下水道管渠の補修） (3,185)
 ・ 事業箇所：舗装修繕 194 箇所、橋梁補修 24 箇所、下水道管渠補修 2 箇所

7 一般会計性質別内訳

(単位：百万円，%)

| 区 分 | 3 0 当 初 (A) | 30当初 構 成 比 | 3 1 当 初 (B) | 31当初 構 成 比 | 増 減 (B - A) | 増 減 率 | |
|-----------------------|------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|--------|------|
| 義 務 的 経 費 | 人 件 費 | 322,006 | 29.0 | 320,200 | 28.2 | 1,806 | 0.6 |
| | 公 債 費 | 146,160 | 13.1 | 147,510 | 13.0 | 1,350 | 0.9 |
| | 扶 助 費 | 23,277 | 2.1 | 24,094 | 2.1 | 817 | 3.5 |
| | 計 | 491,443 | 44.2 | 491,804 | 43.3 | 361 | 0.1 |
| 投 資 的 経 費 | 公 共 事 業 | 113,557 | 10.2 | 119,311 | 10.5 | 5,754 | 5.1 |
| | うち国補 | 90,387 | 8.1 | 95,521 | 8.4 | 5,134 | 5.7 |
| | うち県単 | 23,170 | 2.1 | 23,790 | 2.1 | 620 | 2.7 |
| | そ の 他 | 32,444 | 2.9 | 31,694 | 2.8 | 750 | 2.3 |
| | うち国補 | 13,406 | 1.2 | 11,928 | 1.1 | 1,478 | 11.0 |
| | うち県単 | 19,038 | 1.7 | 19,766 | 1.7 | 728 | 3.8 |
| | 計 | 146,001 | 13.1 | 151,005 | 13.3 | 5,004 | 3.4 |
| | うち国補 | 103,793 | 9.3 | 107,449 | 9.5 | 3,656 | 3.5 |
| | うち県単 | 42,208 | 3.8 | 43,556 | 3.8 | 1,348 | 3.2 |
| | 一 般 行 政 費 | 338,955 | 30.5 | 351,068 | 30.9 | 12,113 | 3.6 |
| 税 交 付 金 等 | 135,289 | 12.2 | 141,836 | 12.5 | 6,547 | 4.8 | |
| 合 計 | 1,111,688 | 100.0 | 1,135,713 | 100.0 | 24,025 | 2.2 | |

(注) 公共事業は区画整理事業(特別会計)及び下水道事業(企業会計)除きである。

8 一般会計款別内訳（歳入）

（単位：百万円，％）

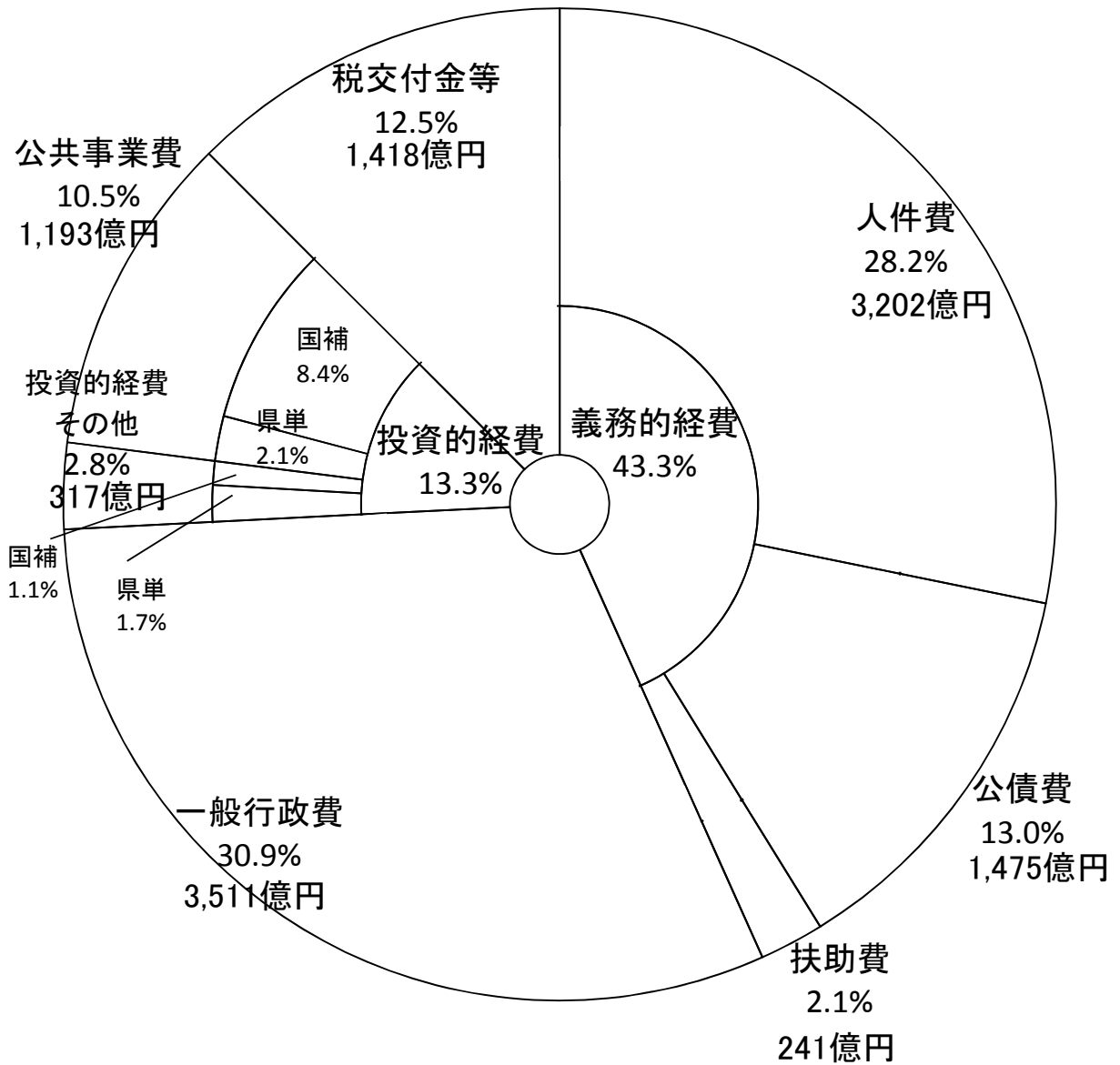
| 款名 | 30当初 (A) | 30当初 構成比 | 31当初 (B) | 31当初 構成比 | 増減 (B - A) | 増減率 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------|
| 県税 | 384,409 | 34.6 | 386,452 | 34.0 | 2,043 | 0.5 |
| 地方消費税清算金 | 101,284 | 9.1 | 113,000 | 9.9 | 11,716 | 11.6 |
| 地方譲与税 | 49,068 | 4.4 | 51,824 | 4.6 | 2,756 | 5.6 |
| 地方特例交付金 | 1,402 | 0.1 | 3,891 | 0.3 | 2,489 | 177.5 |
| 地方交付税 | 184,839 | 16.6 | 185,970 | 16.4 | 1,131 | 0.6 |
| 交通安全対策特別交付金 | 824 | 0.1 | 789 | 0.1 | 35 | 4.2 |
| 分担金及び負担金 | 7,961 | 0.7 | 8,899 | 0.8 | 938 | 11.8 |
| 使用料及び手数料 | 17,454 | 1.6 | 17,718 | 1.6 | 264 | 1.5 |
| 国庫支出金 | 126,758 | 11.4 | 131,278 | 11.5 | 4,520 | 3.6 |
| 財産収入 | 2,080 | 0.2 | 1,959 | 0.2 | 121 | 5.8 |
| 寄附金 | 186 | 0.0 | 138 | 0.0 | 48 | 25.8 |
| 繰入金 | 18,340 | 1.6 | 25,755 | 2.3 | 7,415 | 40.4 |
| 繰越金 | 2,000 | 0.2 | 5,000 | 0.4 | 3,000 | 150.0 |
| 諸収入 | 92,036 | 8.3 | 85,389 | 7.5 | 6,647 | 7.2 |
| 県債 | 123,047 | 11.1 | 117,651 | 10.4 | 5,396 | 4.4 |
| 合計 | 1,111,688 | 100.0 | 1,135,713 | 100.0 | 24,025 | 2.2 |

9 一般会計款別内訳（歳出）

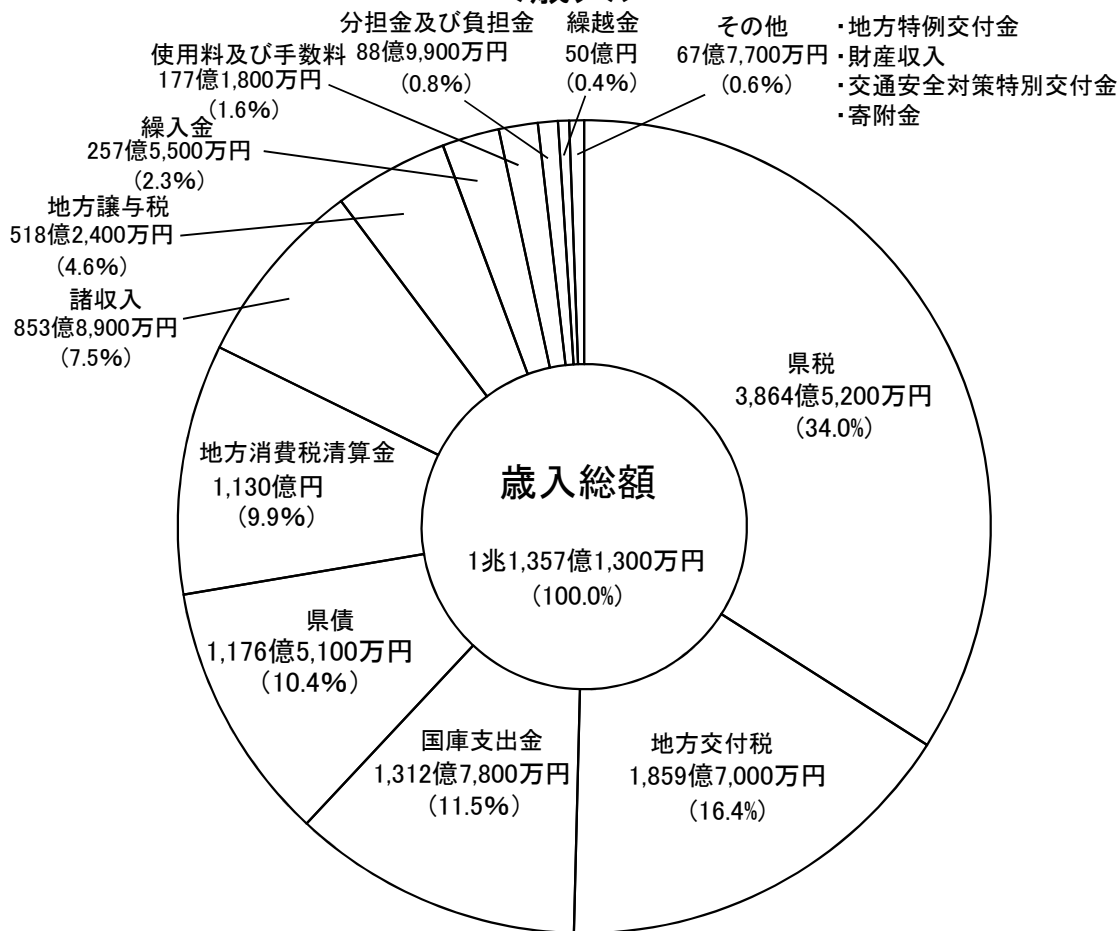
（単位：百万円，％）

| 款 名 | 3 0 当 初 (A) | 30当初 構 成 比 | 3 1 当 初 (B) | 31当初 構 成 比 | 増 減 (B - A) | 増 減 率 |
|-------------|------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|-------|
| 議 会 費 | 1,694 | 0.2 | 1,692 | 0.1 | 2 | 0.1 |
| 総 務 費 | 38,457 | 3.4 | 38,396 | 3.4 | 61 | 0.2 |
| 企 画 開 発 費 | 22,170 | 2.0 | 11,239 | 1.0 | 10,931 | 49.3 |
| 生 活 環 境 費 | 8,054 | 0.7 | 11,160 | 1.0 | 3,106 | 38.6 |
| 保 健 福 祉 費 | 200,348 | 18.0 | 212,004 | 18.6 | 11,656 | 5.8 |
| 労 働 費 | 2,870 | 0.3 | 2,799 | 0.2 | 71 | 2.5 |
| 農 林 水 産 業 費 | 42,369 | 3.8 | 43,946 | 3.9 | 1,577 | 3.7 |
| 商 工 費 | 73,671 | 6.6 | 82,080 | 7.2 | 8,409 | 11.4 |
| 土 木 費 | 110,781 | 10.0 | 113,206 | 10.0 | 2,425 | 2.2 |
| 警 察 費 | 61,985 | 5.6 | 62,133 | 5.5 | 148 | 0.2 |
| 教 育 費 | 274,433 | 24.7 | 274,791 | 24.2 | 358 | 0.1 |
| 災 害 復 旧 費 | 814 | 0.1 | 816 | 0.1 | 2 | 0.2 |
| 公 債 費 | 146,165 | 13.1 | 147,515 | 13.0 | 1,350 | 0.9 |
| 諸 支 出 金 | 127,577 | 11.5 | 133,636 | 11.8 | 6,059 | 4.7 |
| 予 備 費 | 300 | 0.0 | 300 | 0.0 | - | - |
| 合 計 | 1,111,688 | 100.0 | 1,135,713 | 100.0 | 24,025 | 2.2 |

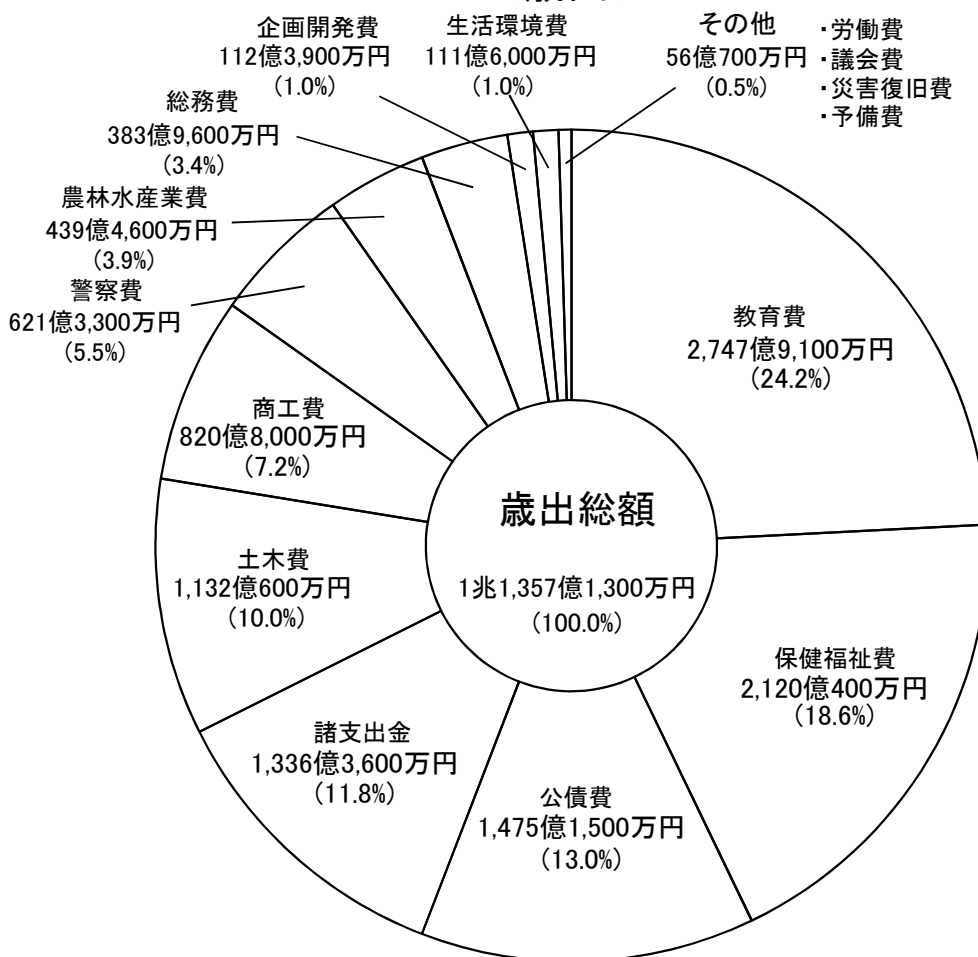
<歳出(性質別内訳)>



<歳入>



<歳出>



1 0 特別会計

(単位 : 百万円 , %)

| 会 計 名 | 30当初 (A) | 31当初 (B) | 増 減 (B - A) | 増 減 率 |
|-----------------|---------------|---------------|------------------|-------|
| 競 輪 事 業 | 17,281 | 11,898 | 5,383 | 31.1 |
| 公 債 管 理 | 251,986 | 218,991 | 32,995 | 13.1 |
| 市 町 村 振 興 資 金 | 1,088 | 1,049 | 39 | 3.6 |
| 鹿島臨海工業地帯造成事業 | 4,592 | 3,635 | 957 | 20.8 |
| 県立医療大学付属病院 | 2,920 | 2,997 | 77 | 2.6 |
| 国 民 健 康 保 険 | 274,302 | 254,001 | 20,301 | 7.4 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金 | 212 | 186 | 26 | 12.3 |
| 中 小 企 業 事 業 資 金 | 3,335 | 2,726 | 609 | 18.3 |
| 農 業 改 良 資 金 | 76 | 66 | 10 | 13.2 |
| 林業・木材産業改善資金 | 182 | 92 | 90 | 49.5 |
| 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 | 72 | 71 | 1 | 1.4 |
| 港 湾 事 業 | 34,064 | 35,018 | 954 | 2.8 |
| 都市計画事業土地区画整理事業 | 27,553 | 64,774 | 37,221 | 135.1 |
| 合 計 | 617,663 | 595,504 | 22,159 | 3.6 |

1 1 企業会計

(単位 : 百万円 , %)

| 会 計 名 | 30当初 (A) | 31当初 (B) | 増 減 (B - A) | 増 減 率 |
|---------------|---------------|---------------|------------------|-------|
| 病 院 事 業 | 27,833 | 28,766 | 933 | 3.4 |
| 水 道 事 業 | 31,159 | 33,309 | 2,150 | 6.9 |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 19,689 | 19,619 | 70 | 0.4 |
| 地 域 振 興 事 業 | 495 | 148 | 347 | 70.1 |
| 鹿島臨海都市計画下水道事業 | 5,828 | 4,803 | 1,025 | 17.6 |
| 流 域 下 水 道 事 業 | 23,263 | 23,636 | 373 | 1.6 |
| 合 計 | 108,267 | 110,281 | 2,014 | 1.9 |

債務負担行為一覧

[一般会計]
(新規分)

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------------------|---|----------------------|--|
| 地方債証券 共同発行連帯債務 | 他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。 | 自 平成31年度 至 平成41年度 | 元金1,207,000,000千円及びこれに対する利子相当額 |
| 環境保全施設 資金利子補給 | 茨城県環境保全施設金融融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成38年度 | 融資総額10億4,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設金融融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 環境保全施設整備 資金利子補給 | 茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成46年度 | 融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| がん先進医療費 利子補給 | 茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成38年度 | 融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 地域医療医師修学 資金貸与契約 | 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。 | 自 平成32年度 至 平成36年度 | 1,549,200千円 |
| 医師教育資金 利子補給 | 茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成37年度 | 融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額 |
| 医師海外派遣事業 費用負担協定 | 医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学長と協定を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成33年度 | 10,940千円 |
| 創業支援融資 損失補償 | 創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 19,000千円 |
| 女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償 | 女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 7,000千円 |
| 新分野進出等支援 融資損失補償 | 新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 20,000千円 |
| パワーアップ 融資損失補償 | パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 142,000千円 |
| パワーアップ 融資損失補償 | パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成43年度 | 71,000千円 |
| 再生支援融資 損失補償 | 再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 30,000千円 |

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|---|----------------------|---|
| 災 害 対 策 融 資 損 失 補 償 | 災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 88,000千円 |
| 借 換 融 資 損 失 補 償 | 借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成46年度 | 112,000千円 |
| 失業者等生活資金 融 資 損 失 補 償 | 失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成37年度 | 3,750千円 |
| 緊急雇用対策訓練 業 務 委 託 契 約 | 介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成33年度 | 81,675千円 |
| 緊急雇用対策訓練 業 務 委 託 契 約 | 調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 3,245千円 |
| つくば創業プラザの 管理運営に係る協定 | つくば創業プラザの管理運営に係る協定を株式会社つくば研究支援センターと締結する。 | 平成32年度 | 4,834千円 |
| 野菜価格安定対策 事 業 費 補 助 | 公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、平成31年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。 | 自 平成31年度 至 平成32年度 | 153,444千円 |
| 農業近代化資金 利 子 補 給 | 農業近代化資金通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成51年度 | 融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農業経営負担軽減 支 援 資 金 利 子 補 給 | 茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成46年度 | 融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農作物災害経営 資 金 等 利 子 補 給 (現 年 災 分) | 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、平成31年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。 | 自 平成32年度 至 平成43年度 | 融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額 |
| 農作物災害経営 資 金 等 損 失 補 償 (現 年 災 分) | 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。 | 平成34年度以降 | 200,000千円 |
| 農 業 ビ ジ ネ ス 保 証 制 度 融 資 損 失 補 償 | 農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。 | 自 平成31年度 至 平成51年度 | 12,500千円 |
| 外国人労働者等 住 環 境 整 備 資 金 利 子 補 給 | 茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業法人等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成46年度 | 融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に規定する率を乗じて得た額 |

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|--|----------------------|--|
| 漁業近代化資金等 利 子 補 給 | 漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成54年度 | 融資総額 8 億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第 3 条に規定する率を乗じて得た額 |
| 水産加工経営改善 促進資金利子補給 | 茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。 | 自 平成32年度 至 平成34年度 | 融資総額 1 億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第 4 条に規定する率を乗じて得た額 |
| 県営かんがい排水 事業工事請負契約 | 猿島西部用水機場 2 期地区の電気設備工事に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 200,000千円 |
| 地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約 | 一般国道245号、東海村村松地内の新川橋外3箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 3,200,000千円 |
| 地 方 道 路 整 備 工 事 請 負 契 約 | 一般国道118号、大子町北田気地内の北田気大橋（仮称）の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成33年度 | 1,900,000千円 |
| 合 併 市 町 村 幹線道路緊急整備 支 援 事 業 工 事 請 負 契 約 | 石岡市道B3760号線、石岡市上曾地内及び桜川市道M2753号線、桜川市真壁町山尾地内の上曾トンネル（仮称）の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成34年度 | 9,190,000千円 |
| 橋 梁 補 修 費 用 負 担 契 約 | 一般国道294号、筑西市菅谷地内の神明大橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。 | 平成32年度 | 75,000千円 |
| 県 営 住 宅 建 設 工 事 請 負 契 約 | 都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 232,120千円 |
| 被災住宅復興支援 利 子 補 給 | 市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。 | 自 平成32年度 至 平成36年度 | 11,717千円 |
| 自然博物館展覧会 開催業務委託契約 | 自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 1,100千円 |
| 警察職員宿舍整備 運営事業損失補償 | 県が選定した事業者が警察職員宿舍の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。 | 自 平成33年度 至 平成62年度 | 総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額 |

[特別会計]
(新 規 分)

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|--|--------|----------|
| 取 手 競 輪 場 競 走 路 改 修 等 工 事 請 負 契 約 | 取手競輪場の競走路舗装改修及び第 3 ・ 第 4 スタンドの屋根下面部塗装剥離に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 98,033千円 |

[企業会計]
(新規分)

| 事 項 | 事 業 内 容 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|--|----------------------|-------------|
| 鹿島臨海都市計画 下水道工事請負契約 | 鹿島臨海都市計画下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 924,000千円 |
| 霞ヶ浦常南流域 下水道工事請負契約 | 霞ヶ浦常南流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成33年度 | 1,758,760千円 |
| 霞ヶ浦湖北流域 下水道工事請負契約 | 霞ヶ浦湖北流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 407,000千円 |
| 那珂久慈流域 下水道工事請負契約 | 那珂久慈流域下水道事業の処理場及びポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 562,495千円 |
| 利根左岸さしま流域 下水道工事請負契約 | 利根左岸さしま流域下水道事業のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 80,700千円 |
| 鬼怒小貝流域 下水道工事請負契約 | 鬼怒小貝流域下水道事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 309,600千円 |
| 小貝川東部流域 下水道工事請負契約 | 小貝川東部流域下水道事業のポンプ場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 91,000千円 |
| 那珂久慈ブロック広域 汚泥処理工事請負契約 | 那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の処理場整備に係る工事請負契約を締結する。 | 平成32年度 | 486,996千円 |
| 県南広域 水道建設事業 工事請負契約 | 県南広域水道建設事業の浄水施設に係る工事請負契約を締結する。 | 自 平成32年度 至 平成33年度 | 1,340,000千円 |
| 県南広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約 | 県南広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 118,757千円 |
| 鹿行広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約 | 鹿行広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 68,101千円 |
| 県西広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約 | 県西広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 44,660千円 |
| 県中央広域水道事業 浄水処理関連 業務委託契約 | 県中央広域水道事業の粒状活性炭再生業務に係る委託契約を締結する。 | 平成32年度 | 51,744千円 |

条例その他の議案の概要

| 議 案 | 内 容 |
|---|---|
| <p>(行政経営課)</p> <p>茨城県行政組織条例の一部を改正する条例</p> <p>行政組織体制の見直しに伴い、営業戦略部及び産業戦略部の業務の変更等、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業戦略部の企業誘致・土地販売業務について、産業戦略部に移管し、販売土地管理・整備等業務と集約・強化 2 中央児童相談所を独立した事務所として設置 児童虐待対応等の機能強化のため、福祉相談センターから業務を分離・独立 <p style="text-align: right;">(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(人事課，警察本部総務課，警務課)</p> <p>職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の制定を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>改元ごとの改正を避けるため様式中の元号を削除</p> <p>(参考)改正条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のサービスの宣誓に関する条例 ・茨城県公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例 ・茨城県地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p> |
| <p>(人事課)</p> <p>職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の一部改正にあわせて、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正規の勤務時間以外の勤務について規定を整備 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には勤務命令が可能である旨を規定 2 その他所要の改正 <p style="text-align: right;">(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(人事課)</p> <p>職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>学校教育法の一部改正に伴う引用条項の移動 「第104条第4項第2号」 「第104条第7項第2号」</p> <p style="text-align: right;">(施行日 平成31年4月1日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|---|---|
| <p>(財政課)</p> <p>消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>施設利用料金等について、消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う使用料等の額及び利用料金の上限となる額の改定</p> <p>(参考) 改正条例 ・ 茨城県都市公園条例 外33条例</p> <p>(施行日 平成31年10月 1 日外)</p> |
| <p>(財政課 , 林政課)</p> <p>茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城県森林環境譲与税基金を設置するため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>森林環境譲与税を積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため基金を設置</p> <p>(施行日 平成31年 4 月 1 日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|---|--|
| <p>(財政課 , 地域ケア推進課 , 健康長寿福祉課 , 生活衛生課 , 労働政策課 , 畜産課 , 用地課 , 建築指導課)</p> <p>茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行等に伴い , 所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴うもの 所有者不明土地に係る収用等の制度の創設に伴う手数料の新設 (主なもの) ・ 収用適格事業等に係る収用 (使用) の裁定手数料 損失補償の見積額に応じて 27,000円 ~ 360,100円</p> <p>2 建築基準法の一部改正に伴うもの 用途を変更して一時的に興行場等とする場合における制限の緩和に関する手数料の新設等 (主なもの) ・ 建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料 120,000円</p> <p>3 介護保険法の一部改正等に伴うもの (1) 介護医療院の創設に伴う手数料の新設 (主なもの) ・ 介護医療院開設許可手数料 66,000円 (2) 介護支援専門員の資格要件の変更に伴う介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の見直し (引上げ) (主なもの) ・ 介護支援専門員実務研修受講試験手数料 7,500円 9,800円</p> <p>4 指定試験機関への調理師試験事務の委任範囲の拡充に伴うもの 調理師試験手数料の納付先 : 県 指定試験機関</p> <p>5 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴うもの (課税取引に該当し改定があるもの) ・ 短期課程普通職業訓練手数料 ・ 家畜疾病の検査手数料</p> <p>(施行日 平成31年 4月 1日外)</p> |
| <p>(税務課)</p> <p>茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>復興産業集積区域における産業復興の進展を踏まえ , 所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>復興産業集積区域 における事業税 , 不動産取得税及び固定資産税の特別措置の見直し 免除率の引下げ 100% 75% 津波により著しい被害を受けた北茨城市 , ひたちなか市 , 神栖市及び大洗町内の区域を除く。</p> <p>(施行日 平成31年 4月 1日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|--|--|
| <p>(市町村課)</p> <p>茨城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例</p> <p>固定資産評価基準の運用が改められたことを踏まえ、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>国が固定資産評価に係る審議会業務の実施を3年ごとに見直したことに合わせ、審議会の効率的な運営を図る観点から、委員の任期を改正 2年 3年</p> <p>(施行日 平成31年12月1日)</p> |
| <p>(生活文化課)</p> <p>茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>付属設備の追加等に伴い、施設利用料金等について、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 付属設備の追加・削除に伴う施設利用料金等の追加・削除 (追加：1項目・削除：4項目) 2 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う施設利用料金等の改定 <p>(施行日 平成31年4月1日外)</p> |
| <p>(生活衛生課)</p> <p>水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>水道技術管理者の資格要件の改正 専門職大学の前期課程を修了した者を追加</p> <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |

| 議 案 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|----|----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|----|-----|
| <p>(福祉指導課)</p> <p>民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>民生委員の定数の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>3年ごとの民生委員の一斉改選に伴う定数の見直しにより、11市2町の定数を次のとおり改めるもの</p> <table border="1" data-bbox="659 394 1366 925"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水戸市</td><td>433</td><td>424</td><td>+ 9</td></tr> <tr><td>土浦市</td><td>240</td><td>239</td><td>+ 1</td></tr> <tr><td>石岡市</td><td>163</td><td>162</td><td>+ 1</td></tr> <tr><td>結城市</td><td>93</td><td>89</td><td>+ 4</td></tr> <tr><td>取手市</td><td>189</td><td>187</td><td>+ 2</td></tr> <tr><td>つくば市</td><td>271</td><td>270</td><td>+ 1</td></tr> <tr><td>ひたちなか市</td><td>246</td><td>244</td><td>+ 2</td></tr> <tr><td>鹿嶋市</td><td>98</td><td>97</td><td>+ 1</td></tr> <tr><td>守谷市</td><td>95</td><td>94</td><td>+ 1</td></tr> <tr><td>鉾田市</td><td>111</td><td>109</td><td>+ 2</td></tr> <tr><td>つくばみらい市</td><td>78</td><td>76</td><td>+ 2</td></tr> <tr><td>阿見町</td><td>82</td><td>80</td><td>+ 2</td></tr> <tr><td>利根町</td><td>44</td><td>42</td><td>+ 2</td></tr> </tbody> </table> <p>(施行日 平成31年12月1日)</p> | 市町 | 改正後 | 現行 | 増減 | 水戸市 | 433 | 424 | + 9 | 土浦市 | 240 | 239 | + 1 | 石岡市 | 163 | 162 | + 1 | 結城市 | 93 | 89 | + 4 | 取手市 | 189 | 187 | + 2 | つくば市 | 271 | 270 | + 1 | ひたちなか市 | 246 | 244 | + 2 | 鹿嶋市 | 98 | 97 | + 1 | 守谷市 | 95 | 94 | + 1 | 鉾田市 | 111 | 109 | + 2 | つくばみらい市 | 78 | 76 | + 2 | 阿見町 | 82 | 80 | + 2 | 利根町 | 44 | 42 | + 2 |
| 市町 | 改正後 | 現行 | 増減 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水戸市 | 433 | 424 | + 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土浦市 | 240 | 239 | + 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石岡市 | 163 | 162 | + 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 結城市 | 93 | 89 | + 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取手市 | 189 | 187 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| つくば市 | 271 | 270 | + 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひたちなか市 | 246 | 244 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鹿嶋市 | 98 | 97 | + 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 守谷市 | 95 | 94 | + 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉾田市 | 111 | 109 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| つくばみらい市 | 78 | 76 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 阿見町 | 82 | 80 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根町 | 44 | 42 | + 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(健康長寿福祉課)</p> <p>介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>検体検査の規定の改正 臨床検査技師等に関する法律の一部改正を踏まえ、検体検査の分類(血液学的検査等)を同法の規定の引用に変更</p> <p>(施行日 公布の日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(障害福祉課)</p> <p>茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長 平成31年3月31日まで 平成32年3月31日まで(1年間)</p> <p>(参考)基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的：地域における自殺対策を緊急に強化 ・積立額：国から交付された地域自殺対策緊急強化交付金の額 <p>(施行日 公布の日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 議 案 | 内 容 |
|--|--|
| <p>(医療人材課)</p> <p>茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例</p> <p>地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 修学資金の貸与方法の変更 毎年度予算の範囲内で契約 予算の範囲内で契約 (予算に応じ貸与期間中の一括契約を可能とするもの)</p> <p>2 その他所要の改正</p> <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(青少年家庭課)</p> <p>児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>児童指導員等の資格要件の改正 児童指導員の資格要件に幼稚園教諭を追加 等</p> <p>(参考) 児童指導員：児童福祉施設において保護者に代わり児童の生活指導等を行う者</p> <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(労働政策課)</p> <p>茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>普通職業訓練における職業訓練指導員の資格要件の改正 専門職大学の前期課程を修了した者を追加</p> <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(労働政策課)</p> <p>茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>高度職業訓練における職業訓練指導員の資格要件の改正 専門職大学を卒業した者を追加 等</p> <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |

| 議 案 | 内 容 | | | | | | |
|---|---|------------------|------|---------------------|-----|------------------------|-----|
| <p>(技術革新課)</p> <p>茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放等に伴い、設備使用料及び試験等手数料等について、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 設備使用料及び試験等手数料の追加等</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 新たに追加する設備・試験</td> <td>22項目</td> </tr> <tr> <td>(2) 機器の更新等に伴う項目の更新</td> <td>2項目</td> </tr> <tr> <td>(3) 機器の老朽化により削除する設備・試験</td> <td>5項目</td> </tr> </table> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う設備使用料及び試験等手数料の改定</p> <p>(施行日 平成31年4月1日外)</p> | (1) 新たに追加する設備・試験 | 22項目 | (2) 機器の更新等に伴う項目の更新 | 2項目 | (3) 機器の老朽化により削除する設備・試験 | 5項目 |
| (1) 新たに追加する設備・試験 | 22項目 | | | | | | |
| (2) 機器の更新等に伴う項目の更新 | 2項目 | | | | | | |
| (3) 機器の老朽化により削除する設備・試験 | 5項目 | | | | | | |
| <p>(技術革新課)</p> <p>茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>設備の開放等に伴い、設備使用料について、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 設備使用料の追加及び削除</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 新たに追加する設備</td> <td>2項目</td> </tr> <tr> <td>(2) 機器の老朽化により削除する設備</td> <td>6項目</td> </tr> </table> <p>2 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う設備使用料の改定</p> <p>(施行日 平成31年4月1日外)</p> | (1) 新たに追加する設備 | 2項目 | (2) 機器の老朽化により削除する設備 | 6項目 | | |
| (1) 新たに追加する設備 | 2項目 | | | | | | |
| (2) 機器の老朽化により削除する設備 | 6項目 | | | | | | |
| <p>(建築指導課)</p> <p>茨城県建築基準条例の一部を改正する条例</p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <p>1 屋根不燃区域内の木造建築物の外壁等に係る規制の廃止</p> <p>2 仮設建築物の建築・既存建築物の一時的な興行場等への用途変更について条例の適用を除外</p> <p>3 特別支援学校等の内装制限に係る規制の廃止</p> <p>4 その他所要の改正</p> <p>(施行日 公布の日外)</p> | | | | | | |

| 議 案 | 内 容 |
|--|---|
| <p>(企業局) 茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例</p> <p>鹿島第3期工業用水道等の料金を改定する等、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経営の改善に伴う料金の改定 <ol style="list-style-type: none"> (1) 鹿島第3期工業用水道 (主なもの) ・基本料金 47 円 m³ 45 円 m³ (2) 県央広域工業用水道 (主なもの) ・基本料金 61 円 m³ 56 円 m³ 2 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う料金の改定 <p>(施行日 平成31年4月1日外)</p> |
| <p>(病院局) 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>県立こども病院の診療科目に小児整形外科を追加する等、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県立こども病院の診療科目に小児整形外科を追加 2 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う手数料等の改定 3 その他所要の改正 <p>(施行日 平成31年4月1日外)</p> |
| <p>(地域課) 茨城県水上安全条例の一部を改正する条例</p> <p>水上における危険な行為に対する罰則の強化を図る等、所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水上における危険な行為に対する罰則の強化 (主なもの) ・酒酔い操縦等 5万円以下の罰金 3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・危険行為の禁止違反 3万円以下の罰金 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 ・警察官の指示違反 3万円以下の罰金 20万円以下の罰金 2 人を乗せたゴムボート等をえい航する場合の規制(新設) 3 酒気帯び操縦のおそれがある者に対する呼気検査の実施(新設) 4 その他所要の改正 <p>(施行日 平成31年7月1日)</p> |

| 議 案 | 内 容 |
|--|--|
| <p>(女性活躍・県民協働課,福祉指導課) 茨城県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例</p> <p>性別による権利侵害のない社会づくりを推進するため,所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 性別による権利侵害の禁止に性的少数者に対する不当な差別的取扱いを追加 性別による権利侵害の防止・解消に係る情報提供等の施策の実施について規定 <p>(施行日 平成31年4月1日)</p> |
| <p>(環境対策課) 茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正する条例</p> <p>霞ヶ浦に流入する汚濁負荷を削減し,水質浄化を推進するため,所要の改正をしようとするものである。</p> | <p>改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 排水基準違反の場合における行政処分・罰則の対象となる事業所の範囲の拡大 現行:水質汚濁防止法等(*)で届出義務のある事業所(排水量0 m³ 日以上に限る) 業種・規模・排水量にかかわらず霞ヶ浦流域の全ての事業所 (*)水質汚濁防止法(水濁法) 茨城県霞ヶ浦水質保全条例(霞条例) 茨城県生活環境の保全等に関する条例(生環条例) 新たに対象となる事業所への行政処分・罰則 <ol style="list-style-type: none"> 水濁法届出対象事業所(排水量0 m³ 日未満) 指導・助言を経て勧告を行い,従わない場合に改善等を命令。違反した場合に罰則。 ・1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(水濁法違反) 霞条例・生環条例届出対象事業所 排水量0 m³ 日未満 指導・助言を経て勧告を行い,従わない場合に改善等を命令。違反した場合に罰則。 ・6月以下の懲役又は30万円以下の罰金(生環条例違反) ・30万円以下の罰金(霞条例違反) 届出対象外事業所 指導・助言を経て勧告を行い,従わない場合に改善等を命令あるいは公表。命令に違反した場合に罰則。 ・30万円以下の罰金(霞条例違反) (1)(2)に係る指導・助言,勧告は条文上の規定はない。 その他所要の改正 排水水の汚染状態の測定対象となる事業所の範囲の拡大等 <p>(参考)改正条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 茨城県霞ヶ浦水質保全条例 茨城県生活環境の保全等に関する条例 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 <p>(施行日 平成33年4月1日外)</p> |

| 議 案 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------|-----|-------|-------|-----------|------------|-------|-----------|-----------|-------|---------|----------|------|-----------|---------------------------|---------|---------|-----------|------|---------|-----------|-------|---------|----------|---|-----------|--|
| <p>(出資団体指導・行政監察室)</p> <p>包括外部監査契約の締結について</p> <p>地方自治法の規定に基づき、包括外部監査について、公認会計士 蛭田清人と契約を締結しようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>(1)契約の目的：包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告</p> <p>(2)契約の始期：平成31年4月1日</p> <p>(3)契約金額：1,650万円を上限とする金額</p> <p>(4)契約の相手方：公認会計士 蛭田 清人</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(下水道課)</p> <p>霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>下水道法の規定に基づき，霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担額を定めようとするものである。</p> | <p>議案の内容</p> <p>流域下水道の維持管理に要する費用負担額（平成31年度分） （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="671 734 1422 1115"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>負担額</th> <th>市 町 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>2,179,071</td> <td>龍ヶ崎市外 5 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>1,793,535</td> <td>土浦市外 4 市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>314,919</td> <td>潮来市外 1 市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>1,811,024</td> <td>水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>372,823</td> <td>古河市外 2 市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>367,984</td> <td>下妻市外 3 市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>343,355</td> <td>下妻市外 3 市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,182,711</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 流域下水道名 | 負担額 | 市 町 村 | 霞ヶ浦常南 | 2,179,071 | 龍ヶ崎市外 5 市町 | 霞ヶ浦湖北 | 1,793,535 | 土浦市外 4 市町 | 霞ヶ浦水郷 | 314,919 | 潮来市外 1 市 | 那珂久慈 | 1,811,024 | 水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合 | 利根左岸さしま | 372,823 | 古河市外 2 市町 | 鬼怒小貝 | 367,984 | 下妻市外 3 市町 | 小貝川東部 | 343,355 | 下妻市外 3 市 | 計 | 7,182,711 | |
| 流域下水道名 | 負担額 | 市 町 村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 霞ヶ浦常南 | 2,179,071 | 龍ヶ崎市外 5 市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 霞ヶ浦湖北 | 1,793,535 | 土浦市外 4 市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 霞ヶ浦水郷 | 314,919 | 潮来市外 1 市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 那珂久慈 | 1,811,024 | 水戸市外 8 市町村，ひたちなか・東海広域事務組合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利根左岸さしま | 372,823 | 古河市外 2 市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鬼怒小貝 | 367,984 | 下妻市外 3 市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小貝川東部 | 343,355 | 下妻市外 3 市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 7,182,711 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |